

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	日本の産業立地と対日直接投資促進策—外資参入の阻害要因の検討—
他言語論題 Title in other language	Japan's Industrial Location and Measures for Promoting FDI to Japan: Checking the Barriers to Foreign Capital's Investment
著者 / 所属 Author(s)	益田 安良 (Masuda, Yasuyoshi) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 経済産業調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	792
刊行日 Issue Date	2017-1-20
ページ Pages	3-31
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	日本の投資環境は、経済規模、技術力等の基礎面では優位にある。しかし、外資は労働市場柔軟性、M&A 環境に不満を持つ。対日投資促進には、これらの改善の是非を総合的に検討する必要がある。

\*掲載論文等のうち、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

# 日本の産業立地と対日直接投資促進策 —外資参入の阻害要因の検討—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 経済産業調査室主任 益田 安良

## 目 次

はじめに

- I 対日直接投資の変動要因
  - 1 一般的な対内直接投資の変動要因
  - 2 対日直接投資の決定要因の計量分析
- II 対日直接投資の環境—日本の産業立地—
  - 1 日本の投資環境概観
  - 2 日本の基礎的投資環境
  - 3 対日直接投資の阻害要因の検討
- III 対日直接投資の拡大策
  - 1 近年採られた方策
  - 2 近年の特徴的な取組（分野別）
  - 3 おわりに—今後の課題—

## 要 旨

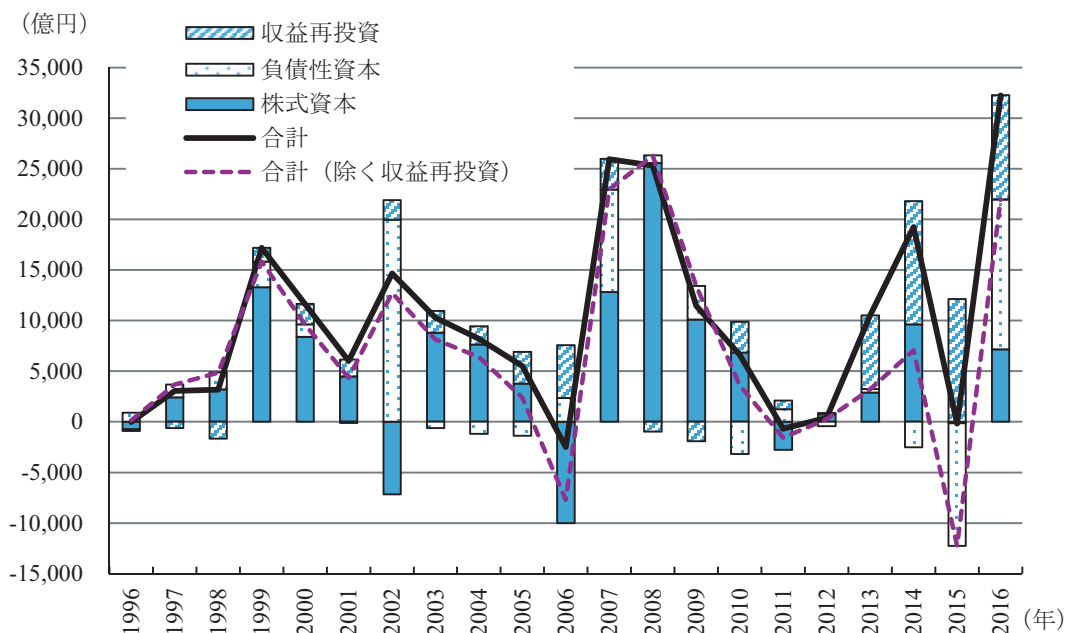
- ① 対日直接投資は、その残高の名目 GDP 比が主要国中最低であることなど、低調である。これを受け、政府は対日直接投資促進を成長戦略の一角に据え、積極推進している。
- ② 日本市場は、外資をひき付けるための基礎条件については、それほど劣っていない。まず、購買力が高い消費者が豊富に存在する点で市場規模においては優位にある。また、人材、産業集積・技術力についても良好である。賃金水準などの事業コストは新興国より高く、進出形態によってはコスト面で不利な面があるが、それでも他の先進国と比べて決定的に劣っているわけではない。
- ③ 在日外資系企業は、対日直接投資の阻害要因として「人材確保の難しさ」、「外国語コミュニケーションの難しさ」、「ビジネスコストの高さ」、「行政手続・許認可等の複雑さ」といった要因を挙げる。このうち、ビジネスコストについては、賃金引上げが経済全体の要請であること、法人税負担をこれ以上引き下げるのは容易でないことを考えると、コスト削減を対日直接投資促進策の主軸に据えるのは適切でない。また行政手続・許認可等の複雑さについては、規制・手続の数よりも速さや対応言語への不満が高いことから、手続の運用によって改善が図れる部分が多い。
- ④ 世界的な意識調査では、対日直接投資の環境として「雇用保護の強さ」、「外資の買収の自由度」などが阻害要因として挙げられる。日本では、解雇は法律・規制上は厳しくないが、判例に示される解雇要件が抽象的で不透明である。また、金銭支払による解雇が基本的には認められていない。他方、海外からは対日 M&A（合併・買収）における阻害要因として、買収防衛、キャッシュ・スクイズアウトの不透明性、M&A・企業再編成における繰延課税の制約、といった事項が指摘されている。
- ⑤ 政府はこれまで、法人税負担の引下げ、国家戦略特区を用いた規制緩和、外国企業誘致体制の強化、投資インセンティブの付与、地方創生との相乗効果を狙った施策等、広範な対日直接投資促進策を繰り広げてきた。しかし、海外が求める「解雇が容易な柔軟な労働市場」、「自由で公正な M&A 市場」の形成への対応は不明確である。対日直接投資促進にはこうした点で改善が必要だが、その際には労働市場全体への影響、企業のガバナンスの在り方などに係る総合的な議論も同時に深める必要がある。

## はじめに

日本の対内直接投資<sup>(1)</sup> (Foreign Direct Investment: FDI) は低調である。直接投資の流入、すなわち対日直接投資額は、2007～2008年には旺盛であったが、2008年のリーマンショック後急減し、その後は一進一退の状況にある(図1)。特に実際には資金が移動しない収益再投資を除くと、2011年、2015年には対日直接投資はマイナス(回収超)となっている。

また日本の対内直接投資残高の名目GDP(国内総生産)比は、拡大傾向にあるものの2016年9月末において5%弱にとどまり(図2)、先進国・主要新興国の中で最低水準である<sup>(2)</sup>。

図1 対日直接投資額(FDIフロー)



(注1) 投資純額(ネット: 実行額-回収額)ベース。

(注2) 合計=株式資本+収益再投資+負債性資本。

(注3) 株式投資は直接投資企業の株式・出資持分の増加、収益再投資は直接投資企業の未配分収益のうち直接投資家の出資比率に応じた取り分、負債性資本は直接投資当事者間の資金貸借や債券の取得処分等。

(注4) 2016年は1～9月の実績合計。

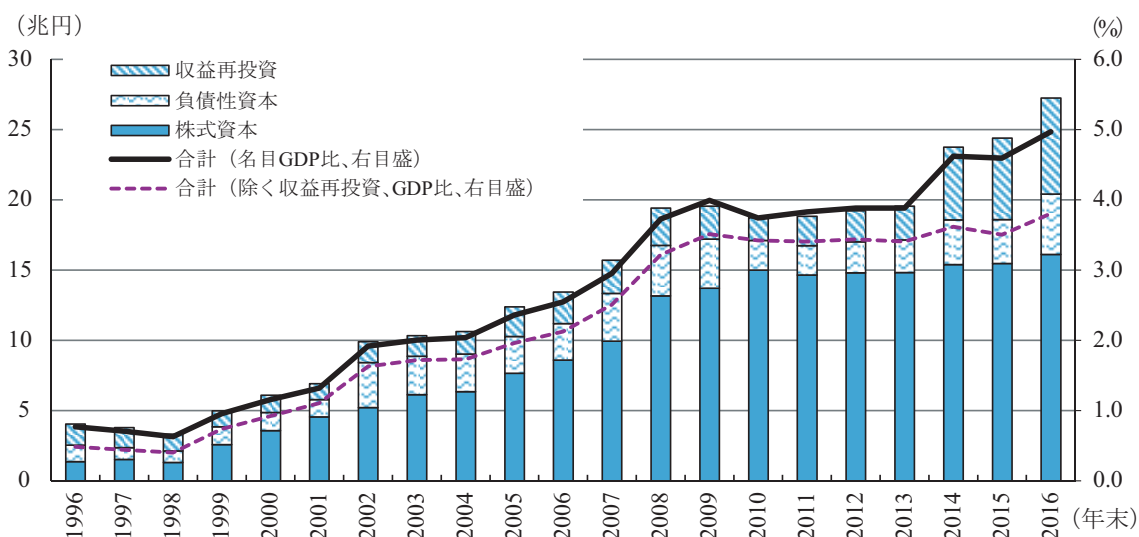
(出典) 財務省「対外・対内直接投資の推移(国際収支マニュアル第6版準拠)」<[http://www.mof.go.jp/international\\_policy/reference/balance\\_of\\_payments/bpfdi.htm](http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/balance_of_payments/bpfdi.htm)>を基に筆者作成。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終確認日は2016年12月12日である。

(1) 直接投資は、「ある国の企業が海外で現地法人を設立・拡大したり、既存の外国企業の株式の一定割合以上を取得したりしてその経営に参加するために行う国際資本移動」と定義される(深尾京司・天野倫文『対日直接投資と日本経済』日本経済新聞社、2004、p.1)。日本の国際収支統計では、直接投資家・直接投資企業間の全取引が直接投資として計上される。直接投資家とは「当該企業が居住者となっている経済領域外の企業に永続的な経済利益を有する企業」であり、具体的には「出資割合が原則として10%以上の場合」と定義される(日本銀行国際局「国際収支統計(IMF国際収支マニュアル第6版ベース)」の解説」2016.5.<<https://www.boj.or.jp/statistics/outline/exp/exbpsm6.htm>>)。本稿では、日本への対内直接投資を「対日直接投資」と表現する。

(2) 益田安良「対日直接投資の経済への影響—業種別の生産性向上・雇用創出効果の検討—」『レファレンス』787号、2016.8、pp.78-79.<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10188916\\_po\\_078704.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10188916_po_078704.pdf?contentNo=1)>

図2 対日直接投資残高（ストック）とその名目 GDP 比



(注1) 合計 (GDP 比) は残高全体 (株式資本+収益再投資+負債性資本) の各年の名目 GDP に対する比率。  
 (注2) 2016 年は 9 月末の残高。図中の 2004 年以前の「負債性資本」は当時の統計上の「その他資本」。  
 (出典) 「対内外民間投資特集」『財政金融統計月報』765 号, 2016.1; 財務省「本邦対外資産負債残高」<[http://www.mof.go.jp/international\\_policy/reference/iip/data.htm](http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/iip/data.htm)>; 内閣府「国民経済計算 (GDP 統計) 四半期別 GDP 速報」<[http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sokuhou/sokuhou\\_top.html](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sokuhou/sokuhou_top.html)> を基に筆者作成。

日本国内では、対日直接投資、とりわけ外資<sup>(3)</sup>による日本企業買収に対する抵抗感がある。しかし、外資参入は国内の雇用促進、生産性向上をもたらすことが期待でき<sup>(4)</sup>、その促進は政府の成長戦略の一角を占める重要な政策課題である。こうした背景から、様々な対日直接投資促進策が採られてきており、2013 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」では「2020 年における対内直接投資残高 (2012 年末時点 17.8 兆円 [後に 19.2 兆円に数値改定]) を 35 兆円へ倍増することを目指す」([ ] 内は筆者補記、以下同) との方針が示された<sup>(5)</sup>。しかし、なかなか成果に結び付かず、政府が掲げた目標の達成も危ぶまれている。

本稿では、対内直接投資の決定要因を整理し、外資から見た日本の産業立地環境を観察した上で、対日直接投資促進策を考察する。

## I 対日直接投資の変動要因

### 1 一般的な対内直接投資の変動要因

直接投資の変動 (決定) 要因に関する議論には相応の歴史があり、経済のグローバル化や新興国の発展、M&A (合併・買収) 技術の進展に伴い変化してきている。以下、日本の直接投資受入環境 (投資立地) を見る前に、一般的な直接投資の理論を整理する。

#### (1) 基礎理論

直接投資の基礎理論としては、まずジョン・ダニング (John H. Dunning, レディング大学) 氏の議

(3) 本稿では、外国資本の直接投資がなされた在日企業を「(在日) 外資系企業」と記す。また、外国企業等の直接投資の出資者を、対日投資の有無にかかわらず「外資」あるいは「外国企業」と記す。

(4) 益田 前掲注(2)参照。

(5) 「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) p.94. 首相官邸ウェブサイト <[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou\\_jpn.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf)>



論がある。ダニング氏は、1970年代には天然資源の価格・利用可能性、製造費、輸送費、原材料費、賃金コスト、が多国籍企業の立地行動に強く影響したのに対し、1990年代には知識を保持した熟練労働者、専門人材の利用可能性、知識集約部門・産業のそのユーザーへの近接性、自社が持つ資産との相乗効果が見込める資産の利用可能性、といったより多様かつ複雑な要因が重視されるようになったと指摘した<sup>(6)</sup>。

マイケル・ポーター (Michael E. Porter. ハーバード大学) 氏は、ダニング氏の議論を補強する形で、天然資源の有無、労働コスト、資本コストはグローバル化により立地競争力を決める要因として重要性が低下し、知識基盤型社会においては知識・情報を効率活用してイノベーションを誘発させ得る環境こそが重要であると指摘した<sup>(7)</sup>。

経済産業省『通商白書 2015』においては、グローバル企業の立地選択は、横軸に「立地先が持つ一般的な事業環境の優位性 (高い経済成長率、豊富な人口、安価な賃金、共通の言語、地理的近接性、治安の良さ、整備されたインフラ等)」、縦軸に「立地により競争優位を向上できる個別要素 (最先端技術、良質の企業集積、高度人材、画期的なビジネスモデル等)」を設定し、その組合せで整理することができるとしている<sup>(8)</sup>。

## (2) 各決定要素別の検討

日本銀行の本田大和氏らは、一般に対内直接投資の誘因として、①投資先の市場規模、②R&D (研究開発) に係るインフラ、③事業コスト、④地理的・歴史的要因、の4要素が重要であるとしている<sup>(9)</sup>。以下、これらの4要素について、主要な先行研究の結論を示す。

まず、市場規模については、オレゴン大学のブルース・ブロニゲン (Bruce A. Blonigen) 氏とジェレミー・ピガー (Jeremy Piger) 氏が、「直接投資の誘因として、両国の経済規模と両国間の距離を主な説明変数としたモデルの説明力が高い」と指摘している<sup>(10)</sup>。特に、先進国間で一般的な水平的直接投資<sup>(11)</sup>の場合には、現地需要の大きさが強い誘因となると考えられる。

次に、R&D インフラについては、ブロンウィン・ホール (Bronwyn H. Hall. カリフォルニア大学バークレー校) 氏が、R&D を海外で行う企業が増えるにつれ R&D 人材の厚みが海外からの投資をひき付ける上で重要になる、と指摘している<sup>(12)</sup>。

(6) John H. Dunning, "Location and the Multinational Enterprise: A Neglected Factor?" *Journal of International Business Studies*, 29(1), First Quarter 1998, pp.45-66. <<https://aib.msu.edu/awards/Dunning%20paper.pdf>>; 経済産業省「第2部 日本を活かして世界で稼ぐ力の向上のために 第1章 対外的稼ぐ力に見る日本の競争力 第2節 「呼び込む力」の検証」『通商白書 2015』2015, p.151. <[http://www.meti.go.jp/report/tshuhaku2015/2015honbun\\_p/pdf/2015\\_02-01-02.pdf](http://www.meti.go.jp/report/tshuhaku2015/2015honbun_p/pdf/2015_02-01-02.pdf)>

(7) マイケル・E. ポーター (竹内弘高訳)『競争戦略論Ⅱ』ダイヤモンド社, 1999. (原書名: Michael E. Porter, *On Competition*, 1998.); 経済産業省 同上

(8) 経済産業省 同上, p.152.

(9) 本田大和ほか「わが国対内直接投資の現状と課題」『BOJ Reports & Research Papers』2013(14), 2013.7.31, pp.9-10. <[http://www.boj.or.jp/research/brp/ron\\_2013/data/ron130731a.pdf](http://www.boj.or.jp/research/brp/ron_2013/data/ron130731a.pdf)>

(10) Bruce A. Blonigen and Jeremy Piger, "Determinants of Foreign Direct Investment," *NBER Working Paper*, 16704, 2011.1, p.18. <<http://www.nber.org/papers/w16704.pdf>>

(11) Horizontal FDI. 労働コストなど生産要素が類似する国に財・サービスの生産拠点を設置して需要に近接する地点で最終財の現地生産を行う直接投資。これに対し、部品を自国で生産し労働コストが低いなど生産要素が異なる国で最終財生産を行う形態を「垂直的直接投資 (Vertical FDI)」と呼ぶ。

(12) Bronwyn H. Hall, "The Internationalization of R&D," *Foreign Affairs and International Trade Canada, Trade Policy Research 2011: Global Value Chains: Impacts and Implications*, 2011, p.204. <[http://www.international.gc.ca/economist-economiste/assets/pdfs/research/TPR\\_2011\\_GVC/09\\_Hall\\_e\\_FINAL.pdf](http://www.international.gc.ca/economist-economiste/assets/pdfs/research/TPR_2011_GVC/09_Hall_e_FINAL.pdf)>

事業コストについては、マイケル・デブロー (Michael P. Devereux, ウォーリック大学) 氏とラッヘル・グリフィス (Rachel Griffith, ユニヴァーシティ・カレッジ・ロンドン) 氏が、「対外直接投資を行うことを決定した企業」においては法人税率が立地選択に強く影響すると指摘している<sup>(13)</sup>。他方で、ウィーン比較経済研究所 (wiiw: Vienna Institute for International Economic Studies) のクリスチャン・ヴェラック (Christian Belak) 氏、マルクス・ライブリヒト (Markus Leibrecht) 氏、ロベルト・ステラー (Robert Stehrer) 氏は、「労働コストが対内直接投資に強く影響する」と指摘している<sup>(14)</sup>。さらに、世界銀行 (World Bank) のディヌーク・ジャヤスリヤ (Dinuk Jayasuriya) 氏やミシガン大学のジェームズ・ワレシュ (James P. Walsh) 氏は、規制や制度等のビジネス環境のコストを定量化した指標を作成し、これが対内直接投資に有意に影響することを示している<sup>(15)</sup>。

地理的・歴史的要因については、本田大和氏らは「投資先国への距離」や「共通の言語の使用」が直接投資の決定要因となるとする先行研究も多いと指摘している<sup>(16)</sup>。

## 2 対日直接投資の決定要因の計量分析

服部哲也氏 (拓殖大学) と館祐太氏 (日本経済研究センター) は、対日直接投資の多い OECD16 か国の 2005～2012 年の対日直接投資を、①両国の GDP の合計値、② GDP 差の 2 乗、③専門技術・管理者比率差、④ GDP 差×専門技術・管理者比率差、⑤投資受入国 (日本) の投資コスト、⑥投資受入国の貿易コスト、⑦投資国の貿易コスト、⑧投資受入国の貿易コスト×専門技術・管理者比率の 2 乗、の 8 説明変数で回帰分析し、「両国の市場規模が拡大し、投資コストが減少すると、対内直接投資は促進される」、「市場規模や熟練労働賦存量 [利用可能な量] が同一になると、規模の経済により、水平的直接投資が促され」、「投資受入国の貿易コストが増加すると、輸出代替の効果により、水平的直接投資が増加するため、対内直接投資は増加する」、「熟練労働賦存量の差が大きいとき、垂直的 direct 投資が促される」、「投資国と投資受入国の市場規模の差が大きくなりすぎると、垂直的 direct 投資に対しては、マイナスの効果を持つ」といった結果を得ている<sup>(17)</sup>。

これらはいずれも常識的な計測結果であり説得的である。この計測結果から、垂直的 direct 投資と水平的 direct 投資では、その誘因が異なることが分かる。このため、対内 direct 投資の促進のための方策は、その相手国 (投資国) の経済規模や熟練労働賦存量等の違いによって使い分けることが有効であると考えられる。

(13) Michael P. Devereux and Rachel Griffith, "Evaluating Tax Policy for Location Decisions," *International Tax and Public Finance*, 10(2), March 2003, p.121. <<http://personalpages.manchester.ac.uk/staff/rachel.griffith/PublishedPapers/DevereuxGriffith02.pdf>>

(14) Christian Bellak, Markus Leibrecht and Robert Stehrer, "The Role of Public Policy in Closing Foreign Direct Investment Gaps: An Empirical Analysis," *wiiw Working Papers*, No.48, October 2008, p.12. <<http://www.wiiw.ac.at/the-role-of-public-policy-in-closing-foreign-direct-investment-gaps-an-empirical-analysis-dlp-236.pdf>>

(15) Dinuk Jayasuriya, "Improvements in the World Bank's Ease of Doing Business Rankings: Do they translate into greater foreign direct investment inflows?" *Australian National University Discussion Paper*, No.8, January 2011, p.9. <[http://devpolicy.anu.edu.au/pdf/papers/DP\\_8\\_-\\_Improvements\\_in\\_the\\_World\\_Bank's\\_ease\\_of\\_doing\\_busienss\\_rankings.pdf](http://devpolicy.anu.edu.au/pdf/papers/DP_8_-_Improvements_in_the_World_Bank's_ease_of_doing_busienss_rankings.pdf)>; James P. Walsh and Jiangyan Yu, "Determinants of Foreign Direct Investment: A Sectoral and Institutional Approach," *IMF Working Paper*, 10/187, July 2010, p.21. <<https://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/2010/wp10187.pdf>>

(16) 本田ほか 前掲注(9), p.11.

(17) 服部哲也・館祐太「対内直接投資の決定要因—日本の対内直接投資残高倍増は可能か—」『JCER DISCUSSION PAPER』No.143, 2015.3, p.11. <<http://www.jcer.or.jp/report/discussion/detail4861.html>>

## II 対日直接投資の環境—日本の産業立地—

### 1 日本の投資環境概観

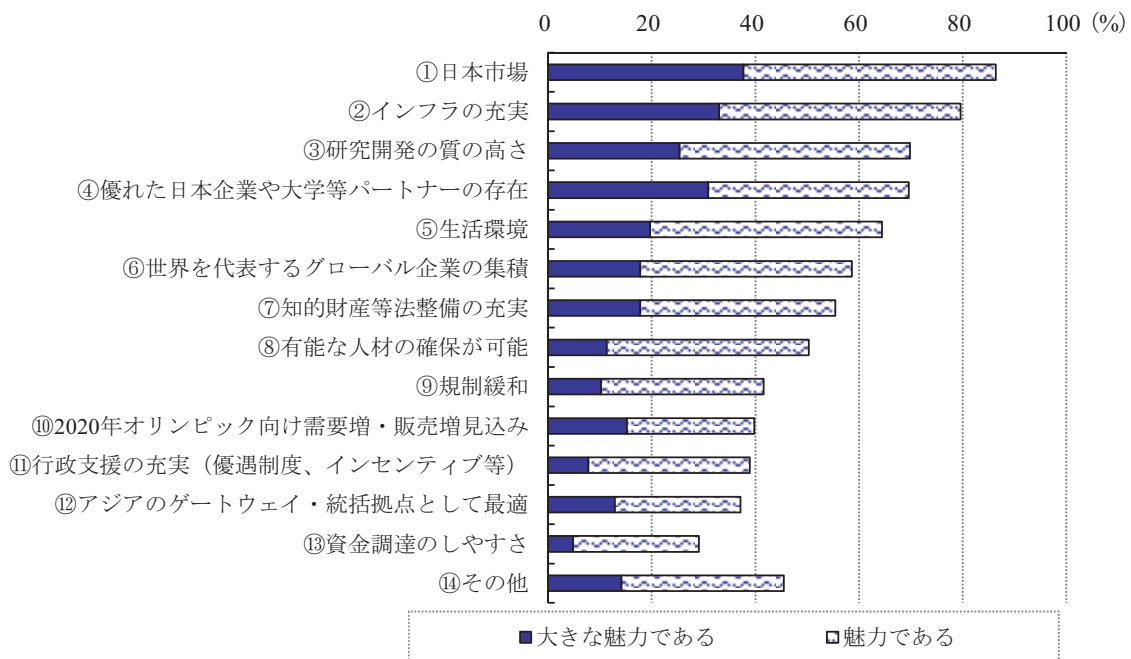
#### (1) 在日外資系企業の評価

ジェトロ（日本貿易振興機構。JETRO）が在日外資系企業約 1,300 社を対象に 2016 年 6～7 月に行ったアンケートを見ると、日本の投資環境として最も評価されている項目は「日本市場」であった（図 3）。この選択肢の細目を見ると、順に「市場規模」、「消費者の購買力の高さ」、「他市場（アジア等）への展開に有利」、「新製品・サービスに対する競争力検証・テストマーケティングができる」に対する評価が高く、「事業（ビジネス）コストの縮減」についての評価は低い。外資系企業は、日本について消費者が高い購買力と選別眼を持つ一方で、生産コストが高いという認識を持っていることがうかがえる。

次いで「インフラの充実」、「研究開発（R&D）の質の高さ」、「優れた企業・大学等のパートナーの存在」、「生活環境」、「グローバル企業の集積」といった項目の評価が高い。

外資系企業は、日本の厚みのある消費市場、企業等の R&D や製品の質の高さを高く評価しており、これは外資が日本を水平的直接投資の対象と認識していることを示唆する。

図 3 日本でビジネスを展開する上での魅力



（注）2016 年 6～7 月に日本進出外資系企業約 1,300 社を対象に行ったアンケート調査（回答 197 社）。「日本でビジネスを展開する上での魅力」について、4 段階の回答のうち「大きな魅力である」、「魅力である」を選択した企業の割合。（出典）ジェトロ『ジェトロ対日投資報告 2016』2016, p.28. <[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Invest/pdf/refe/jetro\\_invest\\_japan\\_report\\_20161128jp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Invest/pdf/refe/jetro_invest_japan_report_20161128jp.pdf)> 等を基に筆者作成。

#### (2) 投資立地評価の国際比較

世界銀行（World Bank）の調査を基に日本の投資立地評価（ビジネスのやりやすさ）を諸外国と比較すると、日本の総合順位（2015 年）は世界で 34 位であった（表 1）。ちなみに、1 位はシンガポール、米国は 7 位であった。



内訳を見ると、「税負担」の項目の順位（121位）が低い。「納税に要する時間」の長さ（延べ330時間）、「納税回数」（計14回）が負担の主因であり、「税負担率」はシンガポール、英国、韓国よりは高いがドイツ、米国とは大差ない。また、「会社設立」（81位）、「金融アクセス」（79位）、「建設許可」（68位）といった項目の低評価が全体の順位を下げている。他方、「電力アクセス」（14位）と「破たん処理」（2位）は良好であった。

表1 「ビジネスのやりやすさ」に関する世界銀行の調査（主要国の順位）

(単位：位)

	日本	シンガポール	韓国	中国	米国	英国	ドイツ
総合順位	34	1	4	84	7	6	15
会社設立	81	10	23	136	49	17	107
建設許可	68	1	28	176	33	23	13
電力アクセス	14	6	1	92	44	15	3
不動産登記	48	17	40	43	34	45	62
金融アクセス	79	19	42	79	2	19	28
投資家保護	36	1	8	134	35	4	49
税負担	121	5	29	132	53	15	72
納税回数（回／年）	14	6	12	9	11	8	9
納税に要する時間（延べ時間／年）	330	84	188	261	175	110	218
税負担率（対利益、%）	51.3	18.4	33.2	67.8	43.9	32.0	48.8
国際取引	52	1	2	7	21	33	12
契約履行	51	41	31	96	34	38	35
破たん処理	2	27	4	55	5	13	3

(注1) 数値は調査対象の189か国中の順位。ただし納税回数、納税に要する時間、税負担率は実数。

(注2) World Bank Group, *Doing Business 2016: Measuring Regulatory Quality and Efficiency*, 2016. <<https://openknowledge.worldbank.org/bitstream/handle/10986/22771/9781464806674.pdf>> を基に清田耕造氏集計。

(出典) 清田耕造「日本経済の道筋：日本の直接投資」（第14回RIETIハイライトセミナー資料）2016.3.25, p.20. 経済産業研究所ウェブサイト <<http://www.rieti.go.jp/jp/events/16032501/pdf/kiyota.pdf>> を基に筆者作成。

また、内閣府作成の投資指標によると、日本の投資指標（1996～2005年平均）は50.7とOECD平均の52.1やG7諸国平均の54.1より低い<sup>(18)</sup>。内訳を見ると、日本は「国内企業の経営権取得の制約性」、「ジョイントベンチャーの交渉制約性」、「国内銀行からの資金調達の困難性」等の指標が低い（制約・障害が大きい）。他方で「少数企業による市場支配性」、「知的財産権保護の十分性」については、日本はOECD平均を上回る。

また、より広範な指標を総合したIMD (Institute for Management Development. 国際経営開発研究所) の国際競争力比較調査(2016年)においては、日本は61か国中26位であった<sup>(19)</sup>。また、同様に各国の国際競争力を比較したWEF (World Economic Forum. 世界経済フォーラム) の調査(2016年)によれば、日本は138か国中8位であった<sup>(20)</sup>。IMDとWEFの競争力比較は、意識調査を多く含み、あまりに広範な指標を総合している点で、その総合指標の扱いには注意を要するが<sup>(21)</sup>、

(18) 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）『対内・対外直接投資の要因分析—なぜ対日直接投資は少ないのか—』（政策課題分析シリーズ 1）2008, p.14. <<http://www5.cao.go.jp/keizai3/2008/1014seisakukadai01-0.pdf>> 指標の高い方が投資環境がよく、低い方が投資環境が悪い。

(19) IMD World Competitiveness Center, *IMD World Competitiveness Yearbook 2016*, Lausanne: IMD International, 2016, pp.8-9. <<http://www.imd.org/uupload/imd.website/wcc/scoreboard.pdf>>

(20) WEF, *The Global Competitiveness Report 2016-2017*, 2016, p.216. <[http://www3.weforum.org/docs/GCR2016-2017/05\\_FullReport/TheGlobalCompetitivenessReport2016-2017\\_FINAL.pdf](http://www3.weforum.org/docs/GCR2016-2017/05_FullReport/TheGlobalCompetitivenessReport2016-2017_FINAL.pdf)>

日本の国際競争力あるいは投資立地における評価は GDP 世界第 3 位の経済規模ほどには高くないことがうかがい知れる。

直接投資受入に関し日本と競争関係にあるアジア諸国内での、機能別の魅力度に関する調査（2015 年度）を見ると、「R&D 拠点」、「販売拠点」としての魅力度はアジア 21 개국（地域）中第 1 位である（表 2）。次いで「地域統括拠点」、「バックオフィス」としての魅力度が第 2 位、「金融拠点」としての魅力度は第 3 位である。また機能別の魅力度の得票率の推移を見ると、「販売拠点」、「地域統括拠点」としての魅力度は 2011 年以降高まり、「R&D 拠点」も 2015 年には高まっている（図 4）。

一方、「製造拠点」としての魅力度は第 6 位、「物流拠点」としての魅力度は第 4 位と振るわない。これは本節（1）で見た、日本の投資環境に関する全体的な評価と概ね整合的である。すなわち日本市場は、消費者の高い購買力と選別眼を狙った販売拠点として、あるいは高い技術力を狙った R&D 拠点としては魅力があるが、賃金水準等の諸コストがアジア内では相対的に高いため製造拠点としての魅力は乏しい。

表 2 アジア内での拠点別投資魅力度（2015 年度、日本の得票率と上位国ランキング）

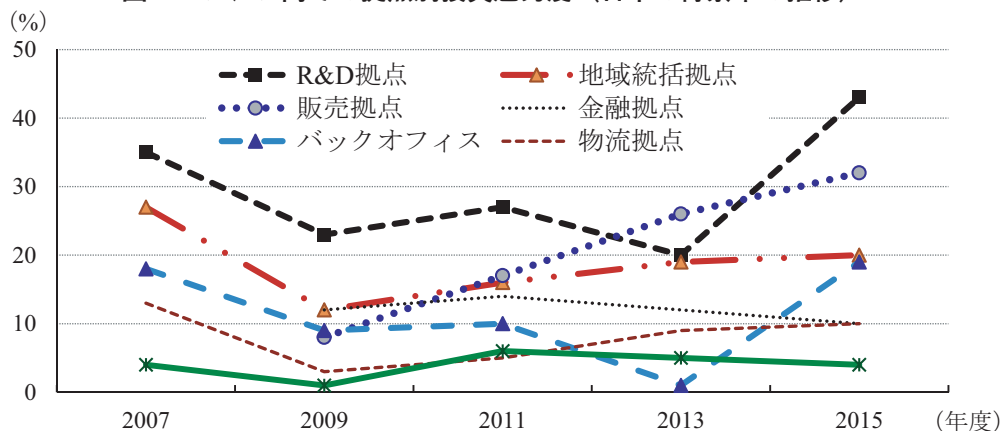
	回答企業数	日本を選択した回答の比率	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位
R&D拠点	105社	43%	日本	シンガポール・インド	—	中国	—	—
地域統括拠点	172社	20%	シンガポール	日本	香港	中国	—	韓国・タイ・ヴェトナム
販売拠点	162社	32%	日本	シンガポール	中国	—	—	—
金融拠点	73社	10%	シンガポール	香港	日本	—	タイ	—
バックオフィス	69社	19%	インド	日本	—	シンガポール	香港	—
物流拠点	73社	10%	シンガポール	中国	香港	日本	タイ	—
製造拠点	90社	4%	中国	ヴェトナム	—	タイ・インド	—	日本・シンガポール

（注 1）回答企業総数 222 社。機能別にアジアの 21 개국（地域）から投資先として最も魅力的な国（地域）を 1 つ選択して回答。第 1～6 位の順位は、最も魅力的な国との回答の得票率の順位。網掛けは日本の該当順位。

（注 2）「—」は、日本、韓国、中国、香港、シンガポール、タイ、ヴェトナム、シンガポール以外の国。

（出典）PwC あらた監査法人『欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査報告書』（経済産業省委託調査平成 27 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業）経済産業省，2016，p.4. <<http://www.meti.go.jp/policy/investment/pdf/2015kanshindochoa.pdf>> を基に筆者作成。

図 4 アジア内での拠点別投資魅力度（日本の得票率の推移）



（出典）PwC あらた監査法人『欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査報告書』（経済産業省委託調査平成 27 年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業）経済産業省，2016，p.4. <<http://www.meti.go.jp/policy/investment/pdf/2015kanshindochoa.pdf>> を基に筆者作成。

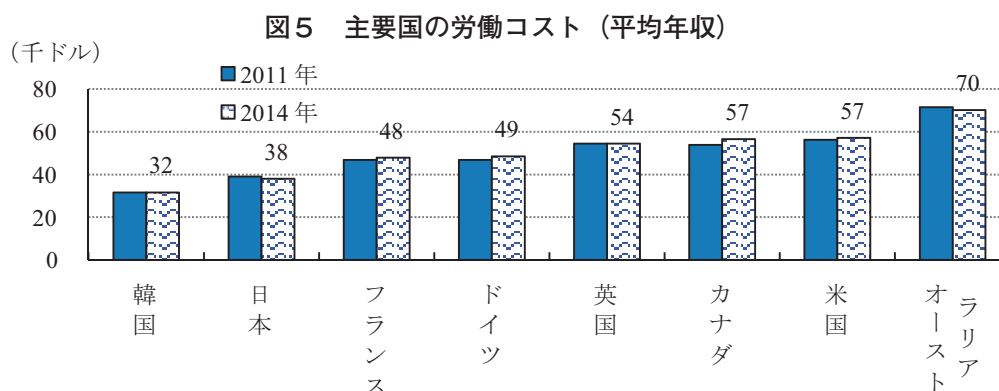
## 2 日本の基礎的投資環境

I章で見たとおり、一般的に対内直接投資の基礎的な誘因としては、労働等の事業コスト、産業集積、技術力、労働の質、市場規模、等が挙げられる。以下、それぞれの基礎的要素について日本の位置付けを確認する<sup>(22)</sup>。

### (i) 事業コスト

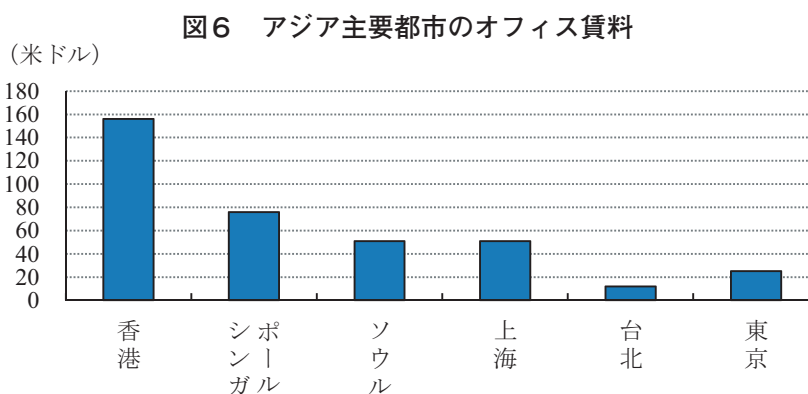
労働コストは、新興国との比較では高いが先進国内で突出して高いわけではない(図5)。経済の低成長が続くなか1人当たり国民所得は伸び悩み、労働コストは今や先進国中では平均的な水準となっている。よって、新興国のように製造拠点を誘致するのは難しいが、販売拠点・R&D拠点等の立地を先進国間で競うのであれば特に不利とは言えない。

他方で、東京のオフィス賃料はアジアの主要都市と比べて以前は高かったが、近年は香港やシンガポールに比べてむしろ低水準である(図6)。これは、地域統括拠点や金融拠点の立地について、日本が必ずしもコスト面で劣後しているわけではないことを意味する。



(注) OECD 統計を基にジェトロが集計。数値は2014年(単位:千ドル)。

(出典) ジェトロ『ジェトロ対日投資報告2015』2016, p.22. <[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Invest/pdf/refe/jetro\\_invest\\_japan\\_report\\_20150301jp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Invest/pdf/refe/jetro_invest_japan_report_20150301jp.pdf)> を基に筆者作成。



(注) 2015年12月~2016年1月の事務所賃料。1㎡当たり月額(米ドル)。

(出典) ジェトロ『第26回アジア・オセアニア主要都市地域の投資関連コスト比較』2016. <[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/01/42952cccddce53c3/20160032.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/42952cccddce53c3/20160032.pdf)> を基に筆者作成。

(21) 小針泰介「国際競争力ランキングから見た我が国と主要国の強みと弱み」『レファレンス』744号, 2013.1, p.132. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_6019129\\_po\\_074406.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_6019129_po_074406.pdf?contentNo=1)>

(22) 本節の分析にあたっては、経済産業省 前掲注(6), pp.169-175を参考にした。

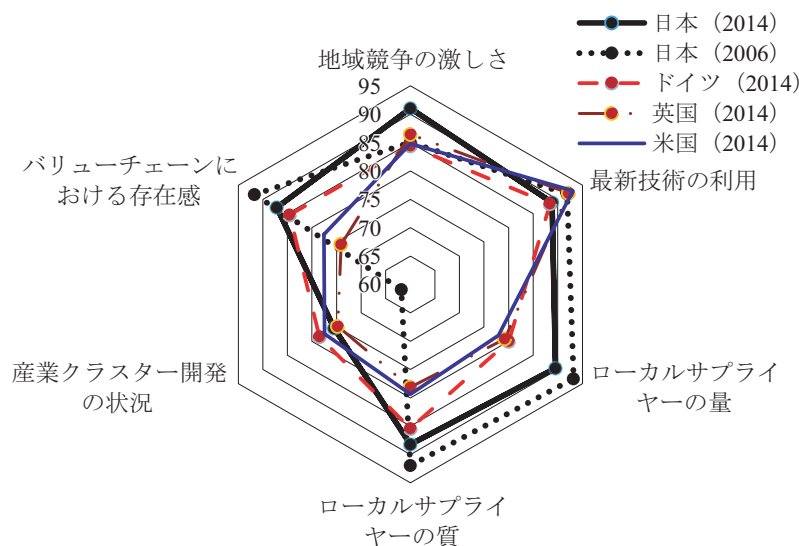
## (ii) 産業集積

WEF が①ローカルサプライヤー（進出先での調達先）の量、②ローカルサプライヤーの質、③産業クラスター（官学を含む産業集積）の開発状況、④バリューチェーン（価値連鎖：原料から完成品の流通・販売に至る流れ）における存在感、⑤最新技術の利用、⑥地域競争の激しさ、の6項目で評価した指標を見ると、日本の産業集積度（2014年時点）はいずれの指標においても米国・ドイツ・英国と同等かそれ以上であった（図7）。

しかし、2006年との対比では、2014年の日本は③産業クラスター開発、⑥地域競争の激しさ、は高まったが、①②ローカルサプライヤーの量・質、④バリューチェーンにおける存在感、⑤最新技術の利用では、評価が低下した。地域振興の努力の結果、産業クラスターの開発が進み地域間競争は高まったものの、強みであったローカルサプライヤーの量・質は弱まった。これは、製造業の海外生産シフトの影響によるものと推察される。

産業集積における日本の弱体化は、主に製造拠点、そしてR&D拠点、物流拠点としての日本の投資環境に悪影響を及ぼす懸念がある。

図7 主要国の産業集積度関連指標



(注) WEF, *The Global Competitiveness Report 2014-2015*, 2014 における産業集積度関連指標を、経済産業省が最高100に換算した数値。日本は2014年と2006年、他の国は2014年の数値。

(出典) 経済産業省『通商白書 2015』2015, p.169, 第II-1-2-2-18図, 第II-1-2-2-19図。<<http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2015/2015honbun/i2120000.html>> のバックデータを基に筆者作成。

## (iii) 技術力

WEF が①イノベーション力、②製品・プロセス差別化、③生産プロセス洗練度、④企業による研究開発投資、⑤知的財産権保護、の5項目で評価した指標を見ると、日本の技術力（2014年時点）は、①イノベーション力を除き米国・ドイツ・英国を上回っている（図8）。

イノベーション力は2006年時点では他国を上回っていたが、2014年には大きく低下した。世界的な技術革新の大きな流れの中で、日本企業のR&D投資が停滞し<sup>(23)</sup>、ベンチャー企業の

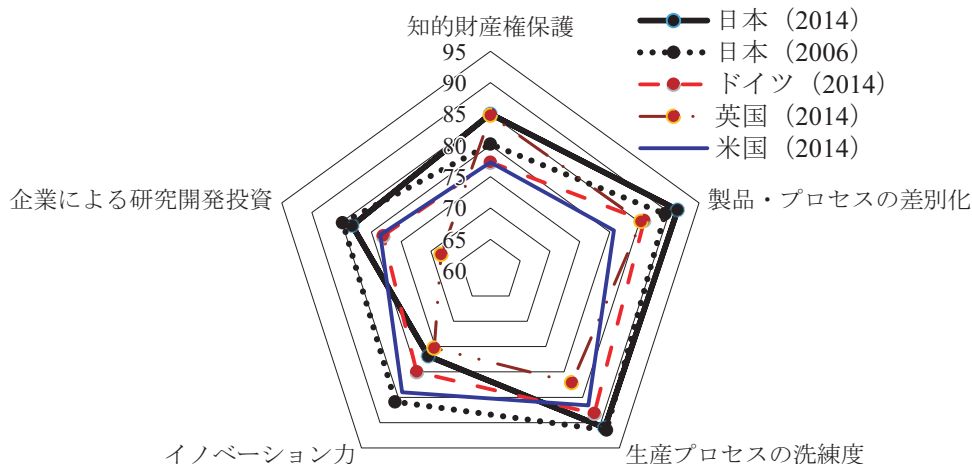
(23) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所科学技術・学術基盤調査研究室『科学技術指標 2016』（調査資料 251）2016, p.16。<<http://hdl.handle.net/11035/3143>> によると、日本の研究開発費総額の対GDP比率は2008年の3.84%を頂点として減少したが2011年から増加し、2014年の3.87%となった（OECDの統計では2014年の日本は3.57%）。他国の研究開発費の対GDP比率については、韓国が2000年代に入り急速に上昇し、2014年には4.29%とOECD諸国の中で最高となった。



誕生も乏しく、相対的なイノベーション力が低下したことが懸念される。

これは、製造拠点、R&D 拠点としての日本の投資環境に悪影響を及ぼす懸念がある。

図8 主要国の技術力関連指標



(注) WEF, *The Global Competitiveness Report 2014-2015*, 2014 における産業集積度関連指標を、経済産業省が最高100に換算した数値。日本は2014年と2006年、他の国は2014年の数値。  
 (出典) 経済産業省『通商白書2015』2015, p.170, 第II-1-2-2-20図, 第II-1-2-2-21図. <<http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2015/2015shonbun/i2120000.html>> のバックデータを基に筆者作成。

また、コーネル大学、インシールド経営大学院、世界知的所有権機関 (WIPO) が共同で発表する「世界技術革新力ランキング」によれば、日本は2007年には米国、ドイツ、英国に次ぐ第4位に位置していたが、その後急速に順位を下げ、2011年以降は20位台に甘んじている(図9)。この指標の評価要素の内訳(2014年時点)を見ると、日本は「R&D」は6位と高評価であり「知識・技術のアウトプット」は12位と中位である<sup>(24)</sup>。しかし「創造的アウトプット」は46位と低調であり、特に「無形資産の創造」は99位と極めて低い。また「ICTが新ビジネスモデルを創出しているか」は19位、「ICTが新組織モデルを創出しているか」は35位と凡庸である。

日本はICT(情報通信技術)を通じて新しいビジネスモデル・組織モデルを創出する力が劣っており、これが前述のイノベーション力の劣位をもたらしていると考えられる。

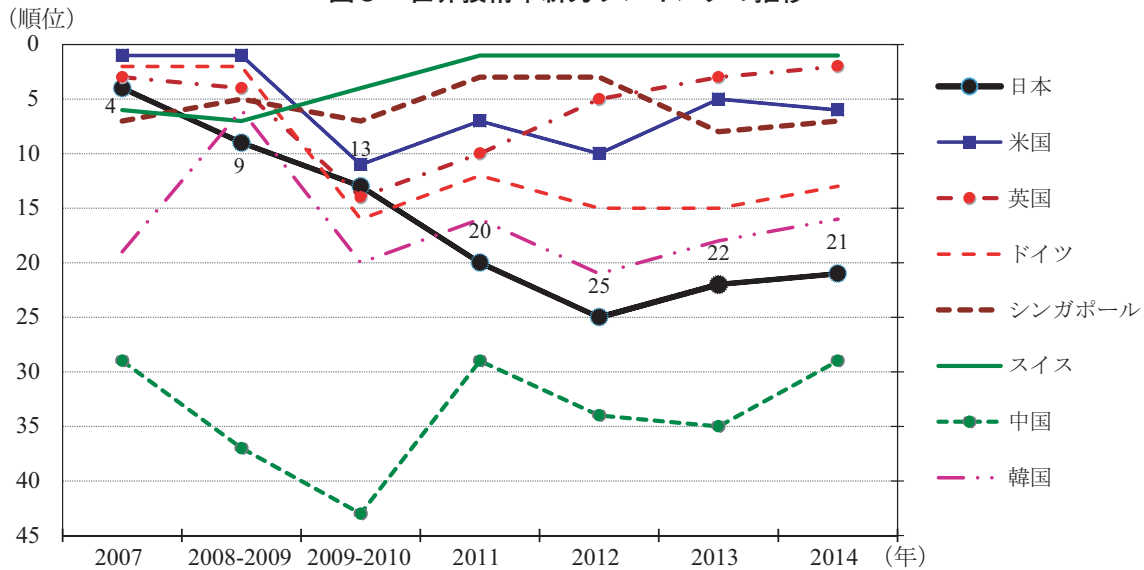
またOECDの推計によると、「国境を越えた特許出願率の人口比」は、日本は世界で突出する第1位であるが、「国境を越えた商標出願数の人口比」において日本は英国、米国に及ばず主要6か国中5-6位である<sup>(25)</sup>。日本は、モノ作りにおいて競争力を持つが、ソフトウェアや無形資産の領域では技術力が充分でないことを反映している。

(24) 経済産業省 前掲注(6), pp.170-171.

(25) OECD, "Measuring Innovation: A New Perspective," May 2010. <<https://www.oecd.org/site/innovationstrategy/measuringinnovationanewperspective-onlineversion.htm>> による。



図9 世界技術革新力ランキングの推移



(注1) Cornell University, INSEAD and WIPO, “The Global Innovation Index.” (各年版) を基に経済産業省が集計。

(注2) 図中の数値は日本の順位。

(出典) 経済産業省『通商白書 2015』2015, p.170, 第II-1-2-2-22 図。<[http://www.meti.go.jp/report/tshaku2015/2015honbun\\_p/pdf/2015\\_02-01-02.pdf](http://www.meti.go.jp/report/tshaku2015/2015honbun_p/pdf/2015_02-01-02.pdf)> を基に筆者作成。

#### (iv) 人材の質

ジェトロの外資系企業アンケートによれば、「有能な人材の確保が可能」は、「日本でビジネスを行う上での魅力」の上位8番目の要素に挙げられる等「人材の質」に関する評価は高い<sup>(26)</sup> (図3)。しかし、その諸要素をより細かく比較するといくつかの課題が浮かぶ。

IMDの競争力指標<sup>(27)</sup>によると、日本は「識字率」は1位、「PISA<sup>(28)</sup>の結果」は5位と整備された初等・中等教育に裏打ちされた基礎能力については高評価を得ている。また人材育成に関しては「社内訓練(研修)の充実度」が5位、「社員の個性の育成」が8位とこれも高評価である。しかし「有能な管理職の確保が容易」は61か国中の60位、「技能労働者の確保が容易」は50位と低く(後掲表3)、労働市場の硬直性が問題視されている。また、「上級管理職の国際経験」は61位、「英語の堪能さ」は61位、「外国の高度人材をひき付ける」は52位と、英語等の外国語能力に対する評価も厳しい。

経済産業省の分析<sup>(29)</sup>によれば、対内直接投資との相関を見ると、就業者数に占める専門技術人材<sup>(30)</sup>の比率が高いほど、対内直接投資額の対GDP比が大きい傾向が見られる(図10)。日本は、全就業者に占める専門技術人材の割合が他の主要国と比較して低く、これが対内直接投資低迷の1つの要因になっている可能性がある。

(26) ジェトロ『ジェトロ対日投資報告 2015』2016, p.28. <[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Invest/pdf/refe/jetro\\_invest\\_japan\\_report\\_20150301jp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Invest/pdf/refe/jetro_invest_japan_report_20150301jp.pdf)>; 前掲図3

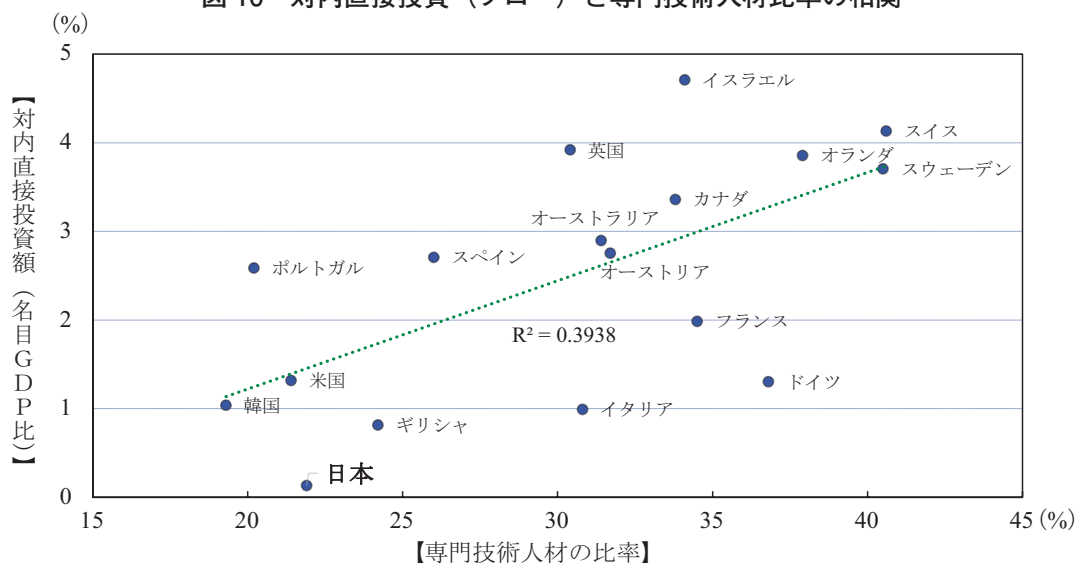
(27) IMD World Competitiveness Center, *op.cit.*(19)

(28) PISA: Programme for International Student Assessment. OECD加盟国等を対象に3年ごとに実施される15歳児の学習到達度調査。主に読解力、数的能力、科学的能力等を測定する。

(29) 経済産業省 前掲注(6), p.174.

(30) 国際労働機構(ILO)の労働統計(ILOSTAT <<http://www.ilo.org/global/statistics-and-databases/lang--en/index.htm>>)のProfessionalsとTechnicians and associate professionalsを抽出。これらには科学技術分野の専門家のみならず経営管理の専門技術人材も含まれる。

図 10 対内直接投資（フロー）と専門技術人材比率の相関



(注 1) 横軸は専門技術人材の対全就業者比率 (2005～2013 年の平均)、縦軸は対内直接投資フロー額の対名目 GDP 比 (2005～2013 年平均、日本は 2009～2013 年)。  
 (注 2) 経済産業省が ILOSTAT、UNCTADSTAT のデータを抽出・加工し、分析したもの。  
 (注 3) 図中の点線は両変数の相関の傾向線、 $R^2$ は決定係数 (筆者計測)。  
 (出典) 経済産業省『通商白書 2015』2015, p.174, 第 II-1-2-2-32 図。<[http://www.meti.go.jp/report/tshaku2015/2015honbun\\_p/pdf/2015\\_02-01-02.pdf](http://www.meti.go.jp/report/tshaku2015/2015honbun_p/pdf/2015_02-01-02.pdf)> を基に筆者作成。

(v) 市場規模・購買力

日本の人口 (1 億 2693 万人、2016 年 10 月 1 日概算値、総務省「人口推計」) は、世界 11 位<sup>(31)</sup>であり減少傾向にある。人口の点では日本市場は特段巨大であるとは言えない。しかし、前述のとおり外資は「日本市場の大きさ」を魅力と感じている。これは、購買力の高い消費者の層の厚さでは、日本はいまだに世界有数であることによるものと推察される。

第 1 に、GNI (国民総所得) 規模は、日本は米国、中国に次いで世界第 3 位である<sup>(32)</sup>。第 2 に、1 人当たり国民所得は 36,680 米ドル (2015 年) で、これは世界の 214 か国中で第 28 位、人口 1 千万人以上を有する国の中では第 9 位<sup>(33)</sup>である。すなわち、ある程度の経済規模と所得の高さを兼ね備えた国としては、日本は依然として世界の十指に入ることになる。第 3 に、所得格差は先進諸国内で特に大きい方ではない。これらの結果、日本には一定水準以上の所得・購買力を持つ消費者が多数存在し、これが外資にとって大きな魅力になっているようである。

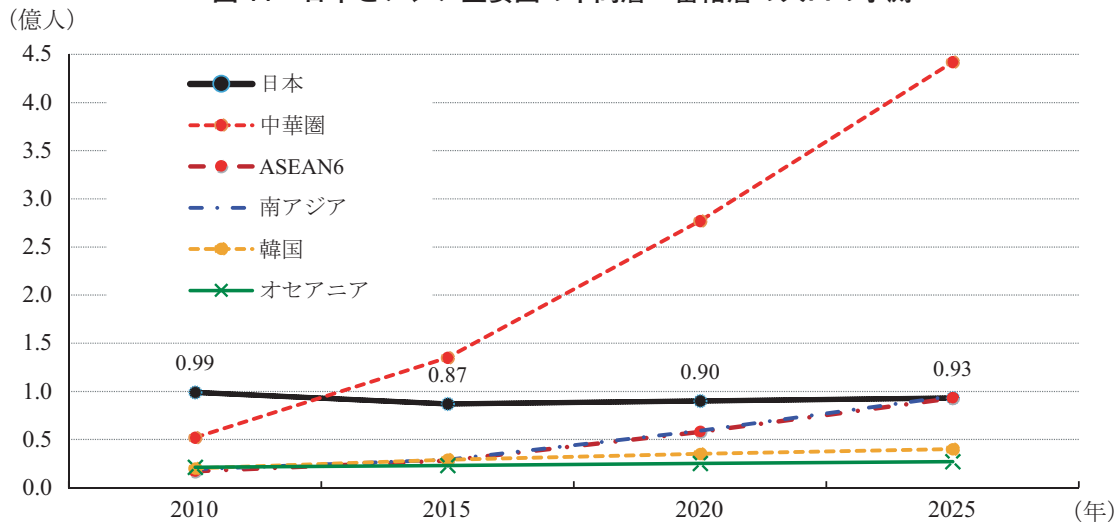
そうした観点から、日本と対内直接投資誘致において競争関係にあるアジア主要国の中間・富裕層 (世帯の年間可処分所得 35,000 米ドル以上と定義) の人口推移を見た (図 11)。日本の中間

(31) World Bank, *World Development Indicators 2016*, 2016. <<http://wdi.worldbank.org/table/1.1#>> による。2015 年の人口は多い方から、中国 (13 億 7122 万人)、インド (13 億 1105 万人)、米国 (3 億 2142 万人)、インドネシア (2 億 5756 万人)、ブラジル (2 億 785 万人)、パキスタン (1 億 8892 万人)、ナイジェリア (1 億 8220 万人)、バングラデシュ (1 億 6100 万人)、ロシア (1 億 4410 万人)、メキシコ (1 億 2702 万人)、日本。  
 (32) *ibid.*によると、2015 年の名目 GNI は 1 位が米国の 17 兆 6636 億米ドル、2 位が中国の 10 兆 7240 億米ドル、3 位が日本の 4 兆 6564 億米ドル。  
 (33) *ibid.*によると、人口 1 千万人以上の国の 2015 年の 1 人当たり国民所得は、1 位がオーストラリアの 60,070 米ドル、2 位が米国の 54,960 米ドル、次いでオランダ、カナダ、ドイツ、ベルギー、英国、フランス、日本、イタリア、スペイン、韓国の順となる。ちなみに中国は 7,820 米ドルで 28 位、インドネシアは 3,440 米ドルで 43 位、インドは 1,590 米ドルで 52 位である。

層・富裕層の人口は2015年時点で8700万人に上り、これは中華圏（中国・台湾・香港）を下回るが、ASEAN（東南アジア）諸国や南アジア（インド・パキスタン）、韓国、大洋州の約4倍に上る。2025年の予測では、中華圏が突出するが、日本は依然として拡大基調の南アジアと肩を並べる程度の規模を保つ。

日本は、この購買力が高い消費者が相応の規模で存在するという強みを最大限に生かし、対内直接投資拡大を図ることが肝要であろう。

図11 日本とアジア主要国の中間層・富裕層の人口の予測



(注1) 中華圏は中国・台湾・香港の合計、ASEAN6はインドネシア・シンガポール・タイ・フィリピン・ベトナム・マレーシアの合計、南アジアはインド・パキスタンの合計、オセアニアはオーストラリア・ニュージーランドの合計。

(注2) 当該国（地域）での世帯年間可処分所得35,000米ドル以上の人口。2020年、2025年は各国の人口推計に世帯別可処分所得比率の実績を乗じて算出。

(注3) デロイト・トーマツ・コンサルティング株式会社『グローバル企業の海外展開及びリスク管理手法にかかる調査・分析』（平成26年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業 最終報告書）経済産業省、2015。<[http://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/2015fy/000517.pdf](http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2015fy/000517.pdf)>を基に経済産業省が推計。

(出典) 経済産業省『通商白書2015』2015, p.175, 第Ⅱ-1-2-2-33図。<<http://www.meti.go.jp/report/tshuhaku2015/2015honbun/i2120000.html>>のバックデータを基に筆者作成。

### 3 対日直接投資の阻害要因の検討

日本は、外資をひき付ける上での基礎条件である市場規模においては優位にあり、人材の基礎能力、産業集積・技術力についても良好である。専門技術人材の豊富さや英語力には課題があり、労働コスト等の事業コスト面では進出形態によっては不利な面があるだろうが、それでも他国より特段劣っているわけではない。では、なぜ対日直接投資はこのように低調なのか。本節では、対日直接投資の阻害要因をより掘り下げたレベルで探る。

#### (1) 概観

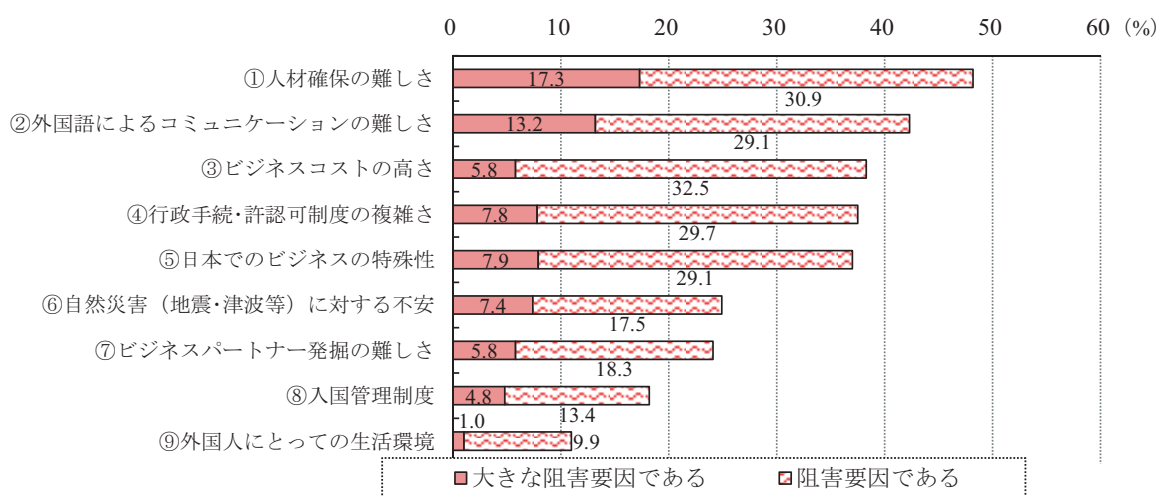
ジェトロの外資系企業アンケートによると、「日本でビジネスを行う上での阻害要因」として「人材確保の難しさ」、「外国語によるコミュニケーションの難しさ」が上位にある（図12）。これらは重要な指摘ではあるが、外資系企業への人材紹介や英語力強化を丹念に行うしかなく、また既に対応もなされているためここでは掘り下げない。

阻害要因の第3位は「事業（ビジネスコスト）の高さ」であった（38%）。「事業コスト」の内訳を見ると、48%が「人件費」、42%が「オフィス賃料」、27%が「税率」を挙げた（図13）。他

方、長引くデフレと低金利の下で「資金調達」、「物流コスト」、「物価」をコスト増として指摘する声は小さい。しかし、経済成長のために賃上げが望まれる環境下で、対日投資促進のために賃金の引下げを求めるのは本末転倒である。また、オフィス賃料の引下げの術も乏しく、法人税率も財政事情を考えると引下げの余地は小さい。「事業コスト」要因は、対日直接投資の阻害要因と認識されていても、その改善が困難なことなどを考慮すると、コスト削減を対日直接投資促進策の軸に据えるのは適切でないと思われる。

阻害要因の第4に挙げられた「行政手続・許認可制度の複雑さ」について、さらに細かいレベルでは、外資系企業の27%が「行政手続の複雑さ」を、次いで24%が「規制の多さ・許認可制度の厳しさ」、16%がその「国際的不調和」を挙げている（図13）。

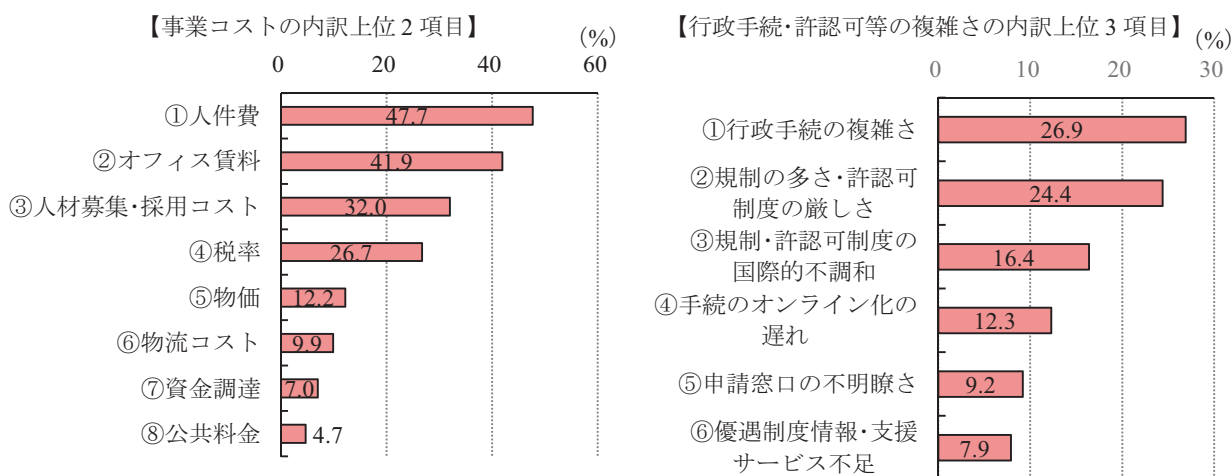
図12 日本でビジネスを行う上での阻害要因



(注) 2016年6～7月に日本進出外資系企業約1,300社を対象に行ったアンケート調査（回答197社）。「日本でビジネスを行う上での阻害要因」について、4段階の回答うち「大きな阻害要因である」、「阻害要因である」を選択した企業の割合。

(出典) ジェトロ『ジェトロ対日投資報告2016』2016, p.30. <[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Invest/pdf/refer/jetro\\_invest\\_japan\\_report\\_20161128jp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Invest/pdf/refer/jetro_invest_japan_report_20161128jp.pdf)>等を基に筆者作成。

図13 主な阻害要因の内訳（「特に阻害要因であるもの」上位2～3項目の比率）



(出典) ジェトロ『ジェトロ対日投資報告2016』2016, p.31. <[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Invest/pdf/refer/jetro\\_invest\\_japan\\_report\\_20161128jp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Invest/pdf/refer/jetro_invest_japan_report_20161128jp.pdf)>を基に筆者作成。



ただし、このジェトロによる在日外資系企業アンケートの結果は、実際に日本に進出した企業を対象とするため、対日投資の阻害要因を的確に捉えてはいない可能性がある<sup>(34)</sup>。かかる観点に基づき、より客観的な指標に基づく IMD 調査から対日投資の阻害要因を拾ってみた。

IMD 調査では、「外資の買収の自由度」、「投資インセンティブ」、「創業の手続数が少ない」といった項目において、日本は 61 か国中 48 位以下と低成績である（表 3）<sup>(35)</sup>。

表 3 規制・ビジネス効率に関する日本の低順位項目（IMD 調査：2016 年）

	日本の順位 <sup>注1</sup>	上位3か国			下位3か国		
		1位	2位	3位	下から3番	下から2番	最下位
政府の効率性・規制	37	香港	スイス	シンガポール	ギリシャ	ヴェネズエラ	ブラジル
外資の買収の自由度	52	アイルランド	香港	英国	アイスランド	フィリピン	ヴェネズエラ
投資インセンティブ	53	アイルランド	シンガポール	スイス	アルゼンチン	ギリシャ	ヴェネズエラ
公的助成による競争の歪みが少ない	50	香港	ニュージーランド	シンガポール	チェコ	アルゼンチン	ヴェネズエラ
規制によるビジネス阻害が少ない	36	香港	シンガポール	UAE	ブラジル	クロアチア	ヴェネズエラ
会社設立に関する規制が少ない	27	香港	シンガポール	エストニア	ギリシャ	ブラジル	ヴェネズエラ
創業の手続数が少ない	48	ニュージーランド	カナダ	香港	アルゼンチン	フィリピン	ヴェネズエラ
労働規制 <sup>注2</sup> によるビジネス阻害が少ない	33	スイス	デンマーク	香港	南アフリカ	ブラジル	ヴェネズエラ
ビジネス効率全体	42	香港	アイルランド	スイス	ヴェネズエラ	ウクライナ	クロアチア
技能労働者の確保が容易	50	ノルウェー	フィンランド	オランダ	ハンガリー	モンゴル	エストニア
外国の高度人材をひき付ける	52	スイス	米国	シンガポール	ギリシャ	クロアチア	ヴェネズエラ
上級管理職の国際経験が豊富	61	スイス	香港	UAE	ウクライナ	クロアチア	日本
有能な管理職の確保が容易	60	香港	米国	デンマーク	クロアチア	日本	ハンガリー
ベンチャー・キャピタルを利用しやすい	36	米国	イスラエル	シンガポール	アルゼンチン	ギリシャ	ウクライナ
取締役が経営を監督できている	45	デンマーク	ニュージーランド	香港	クロアチア	スロヴェニア	韓国
経営者の起業家精神が浸透している	58	ポーランド	リトアニア	UAE	インドネシア	クロアチア	韓国
人々の柔軟性・適応性が高い	55	アイルランド	香港	フィリピン	スロヴェニア	ハンガリー	クロアチア

（注 1）日本の順位は調査対象 61 か国中の順位。下位 3 か国は 57～61 位。

（注 2）「採用・解雇、最低賃金」等に関する規制。

（出典）Institute for Management Development, *IMD World Competitiveness Yearbook 2016*, 2016, pp.36-276 のデータを基に筆者作成。

人材関連では、前述のとおり日本は「有能な管理職・技能労働者の確保」といった労働市場の柔軟性に関して低い評価がなされており、「上級管理職の国際経験が豊富」、「英語の堪能さ」、「外国の高度人材をひき付ける」といった外国語能力に関する評価も厳しい。

また、IMD と同様の国際競争力比較である WEF 調査によれば、日本は「雇用・解雇に関する規制の緩さ」について調査対象 138 か国中 115 位であった<sup>(36)</sup>。日本は、世界的に見て雇用保護が最も厳しい部類であると見られており、これは在日外資系企業に対するジェトロや経済産業省の調査にはない視点であり重要である。

以下、対日投資の阻害要因として重要かつ改善可能な項目についてより詳細に検討する。

(34) その他、ジェトロと同様の日本に進出済みの外資系企業に対する意識調査としては、経済産業省が毎年実施する『外資系企業動向調査』におけるアンケートがある。直近は 2014 年度に関する第 49 回調査である。「<速報> 第 49 回平成 27 年（2015 年）調査結果概要（平成 26 年度（2014 年度）実績）」経済産業省ウェブサイト <[http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/gaisikei/result/result\\_49/result\\_49s.html](http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/gaisikei/result/result_49/result_49s.html)>

(35) IMD World Competitiveness Center, *op.cit.*(19), pp.36-276 より抽出。

(36) WEF, *op.cit.*(20), pp.70, 215.



(2) 主な阻害要因の状況と背景

(i) 規制・手続

日本は、対日直接投資促進の観点のみならず経済・産業の活性化の観点からも成長戦略の軸として規制緩和を進めてきた。しかし、いまだに国際比較の上では規制等が厳しいと見られている。規制・手続のどこが外資の日本での活動の阻害要因となるのかをジェトロが2016年6～7月に実施したアンケート調査に基づき探った。

まず、阻害要因となる手続・制度の種類としては、「在留資格（ビザ）に関する手続」、「税務に関する手続（法人税・住民税等）」、「製品の安全基準等に関する手続」、「社会保険に関する手続（雇用保険、年金等）」、「労務に関する手続（36協定、就業規則等）」を挙げる回答が多かった（表4）。

また、手続・制度全般については、「行政手続の複雑さ」（総合計に占める比率17.8%）を挙げる回答が多かった。次いで「規制の多さ・許認可制度の厳しさ」（同16.1%）、「規制・許認可制度の国際的不調和（自国との互換性の無さ）」（同10.8%）が多い。「申請窓口の不明瞭さ」、「優遇制度情報・支援サービス不足」、「手続のオンライン化の遅れ」という回答は約5～8%にとどまっている。

特定の規制・手続や規制の数が障害になっているというよりも、日本で求められる諸事項の多くに関し「行政手続が煩雑で遅い」と認識されていると見られる。そうであれば、規制緩和よりも手続の簡素化・迅速化、相談窓口の充実、英語での受付強化等により改善が可能である。これへの対応は、それほど困難なものではなかろう。

表4 外国企業の見る対日投資の手続・制度に関する阻害要因とその内容

(単位: 件、%)

	阻害要因														合計		
	行政手続の複雑さ		規制の多さ・許認可制度の厳しさ		規制・許認可制度の国際的不調和		申請窓口の不明瞭さ		優遇制度情報・支援サービス不足		手続のオンライン化の遅れ		その他	未選択			
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率			
阻害要因に関する手続・制度	会社登記についての手続（定款認証等）	13	12.4	5	5.3	0	0.0	1	2.8	1	3.2	4	8.3	0	1	25	4.2
	税務に関する手続（法人税、住民税等）	19	18.1	7	7.4	7	10.9	3	8.3	8	25.8	7	14.6	1	0	52	8.8
	社会保険に関する手続（雇用保険、年金等）	12	11.4	6	6.3	3	4.7	9	25.0	1	3.2	7	14.6	0	0	38	6.4
	労務に関する手続（36協定、就業規則等）	13	12.4	10	10.5	7	10.9	3	8.3	2	6.5	0	0.0	1	1	37	6.3
	在留資格（ビザ）に関する手続	15	14.3	15	15.8	8	12.5	4	11.1	3	9.7	8	16.7	1	0	54	9.1
	知的財産に関する手続（出願、審査等）	6	5.7	3	3.2	1	1.6	2	5.6	2	6.5	3	6.3	1	0	18	3.0
	貿易に関する手続（関税、輸出入申告等）	6	5.7	9	9.5	10	15.6	2	5.6	4	12.9	5	10.4	0	1	37	6.3
	建設許可等の手続	3	2.9	6	6.3	2	3.1	2	5.6	1	3.2	3	6.3	0	0	17	2.9
	環境規制に関する手続（環境アセスメント等）	1	1.0	3	3.2	4	6.3	1	2.8	1	3.2	0	0.0	0	0	10	1.7
	製品の安全基準等に関する手続	5	4.8	19	20.0	16	25.0	3	8.3	1	3.2	4	8.3	2	0	50	8.5
	その他	7		8		6		3		5		4		5	0	38	
	未選択	5		4		0		3		2		3		0	198	215	
	合計	105		95		64		36		31		48		11	201	591	
(総合計591件に対する各阻害要因の比率)		17.8		16.1		10.8		6.1		5.2		8.1				100.0	

(注1) ジェトロが2016年6～7月に外資系企業約1,300社に対して行ったアンケート調査（回答197社）。

(注2) 各阻害要因の列の比率は、「各阻害要因」における「それに関する各手続・制度」の比率（%）。

(注3) 網掛けは上位3要因のうち「各手続・制度」の細目の比率（縦列）が10%以上、合計のうち同比率が6%以上の項目。

(出典) 対日直接投資推進会議「規制・行政手続見直しワーキング・グループの今後の進め方」（第1回規制・行政手続見直しワーキング・グループ資料3）2016.8.17. INVEST JAPAN 対日直接投資推進ウェブサイト <[http://www.invest-japan.go.jp/promotion/simplify\\_wg\\_01/shiryo\\_03.pdf](http://www.invest-japan.go.jp/promotion/simplify_wg_01/shiryo_03.pdf)>

## (ii) 産業の参入障壁（過当競争、系列等）

前述のジェットロによる外資系企業アンケート（図 12）によれば、37% が阻害要因として「日本でのビジネスの特殊性」を挙げた。日本の産業構造・企業間関係や日本的取引慣行が、前述の規制とともに「見えない参入障壁」となっている可能性がある。

特に、日本特有の企業間関係である系列とその根幹をなす株式持ち合いは、外資の M&A を困難にすると同時に、長期継続的な取引関係の形成を通じて外資の日本市場への参入を阻害して可能性がある。

また、日本では長らく供給過剰状態での過当競争の結果、多くの取引が低マージンとなっていることも、外資が日本進出をためらう一因である可能性がある。確かに、日本企業の収益率（総資産利益率、売上高利益率等）は諸外国に比べて低く、このことは日本市場での競争条件の厳しさを示すものと言えよう。

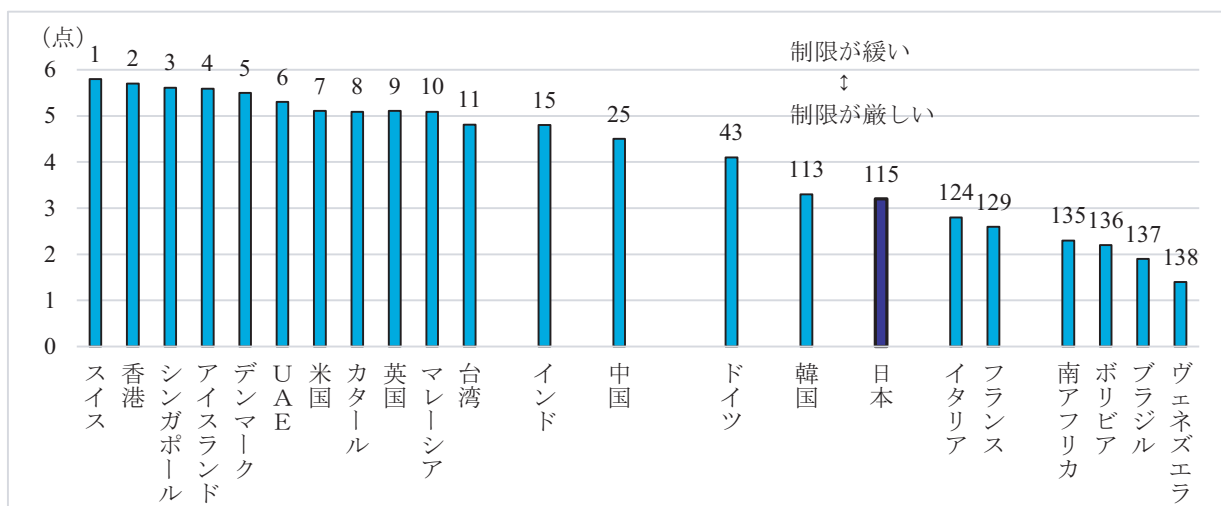
しかし、系列・株式持ち合いの解消や過当競争を是正するには、日本の産業組織・経営慣行自体の変革や産業調整を要するため、容易でない。

## (iii) 労働規制・慣行（雇用保護、労働市場の柔軟性）

WEF の調査によれば、日本は「雇用・解雇の規制による制限の緩さ」についての企業経営者の認識は調査対象 138 か国中 115 位である（図 14）。日本は、解雇制限がかなり厳しい国であると経営者は認識している。

日本の労働市場の硬直性は、勤続年数の長さにも表れる。OECD 諸国における「勤続 10 年以上の従業員の比率」を見ると、日本は 47% とギリシャ、ポルトガル、イタリアに次いで多い。勤続年数の長さの背景には日本独特の年功序列、終身雇用といった雇用慣行がある。

図 14 雇用・解雇に関する規制の緩さの度合い（WEF 調査：2015～2016 年）



（注 1）「自由な雇用・解雇に対して規制はどの程度寛容か」についての 1～7 点の評点（1 は全く緩くない、7 は大変緩い）を集計したもの。図中の各国に付した数値は 138 か国中の順位。

（注 2）世界の 14,000 人以上の企業経営者を対象とするアンケート調査の結果。

（出典）WEF, *The Global Competitiveness Report 2016-2017*, 2016, pp.94-369. <[http://www3.weforum.org/docs/GCR2016-2017/05FullReport/TheGlobalCompetitivenessReport2016-2017\\_FINAL.pdf](http://www3.weforum.org/docs/GCR2016-2017/05FullReport/TheGlobalCompetitivenessReport2016-2017_FINAL.pdf)> のデータを基に筆者作成。

一方、規制（法制度）そのものについては、日本の解雇規制はそれほど厳しくない。OECD が評点した指数を見ると、常用雇用の解雇規制（個別・集団合計）について日本は 2.09 と OECD 加盟 34 か国中で規制が緩い（解雇し易い）方から 10 番目であり OECD 平均の 2.29 を下回る（表 5）。概してアングロ・サクソン系の国では規制が緩く、大陸欧州諸国は規制が厳しい傾向がある。また常用雇用の個別的解雇については、日本は 1.62 とこれも OECD 平均の 2.04 を下回り OECD 加盟国で規制が緩い方から 9 番目である。

表 5 解雇規制の国際比較（OECD「雇用保護指標」）

	常用雇用の個別・集団 解雇の規制	[順位]	常用雇用の個別 解雇の規制	集団解雇におけ る特別支給金	有期雇用にお ける規制
ニュージーランド	1.01	1	1.41	0.00	0.92
米国	1.17	2	0.49	2.88	0.33
カナダ	1.51	3	0.92	2.97	0.21
英国	1.59	4	1.18	2.63	0.54
マレーシア	1.93		2.71	0.00	0.29
オーストラリア	1.94	6	1.57	2.88	1.04
アイルランド	2.07	8	1.50	3.50	1.21
日本	2.09	10	1.62	3.25	1.25
スイス	2.10	11	1.50	3.63	1.38
タイ	2.17		3.03	0.00	3.67
韓国	2.17	13	2.29	1.88	2.54
スペイン	2.36	19	1.95	3.38	3.17
スウェーデン	2.52	25	2.52	2.50	1.17
インド	2.61		3.49	0.44	2.54
フランス	2.82	30	2.60	3.38	3.75
ドイツ	2.84	31	2.53	3.63	1.75
イタリア	2.89	32	2.55	3.75	2.71
オランダ	2.94	33	2.84	3.19	1.17
ベルギー	2.99	34	2.14	5.13	2.42
中国	3.01		3.31	2.25	1.88
OECD平均	2.29		2.04	2.91	2.08

（注 1）解雇規制の強さ、解雇時の特別支給額の多寡に関する 25 項目について OECD が 0～6 点で数値化し（0 が規制・特別支給額が最小、6 が規制・特別支給額が最大）、それを加重平均した数値。

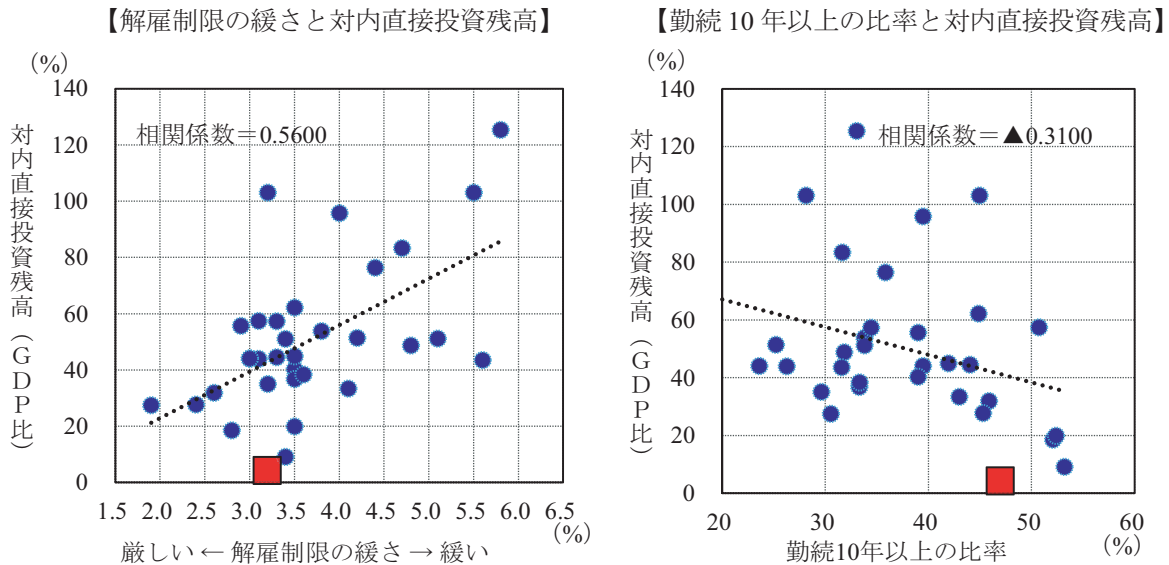
（注 2）〔順位〕は、個別・集団解雇規制総合指標についての OECD 加盟国中の順位（規制の緩い順）。

（注 3）英国、タイは 2014 年、中国、インドは 2012 年、その他は 2013 年。

（出典）“OECD Indicators of Employment Protection.” OECD Website <<http://www.oecd.org/employment/emp/oecdindicatorsofemploymentprotection.htm>> のデータを基に筆者作成。

労働市場の硬直性がどの程度対内直接投資の阻害要因となっているかを検討するために、① WEF 調査における「解雇制限の緩さ」の評点、②勤続 10 年以上の従業員の比率（OECD 統計）及び③対内直接投資残高の GDP 比のクロスセクション相関を OECD 諸国において計測した。その結果、①と③は相応の正の相関（相関係数 0.56）、②と③は弱い負の相関（相関係数▲0.31）が観察された（図 15）。（①の逆の）解雇制限の厳しさと、それを反映した（②）勤務年数の長さは、（③）対内直接投資の抑制要因として働いている可能性が高い。

図 15 解雇制限・勤続年数と対内直接投資残高の相関（OECD 諸国のクロスセクション）



（注 1）①勤続 10 年以上の従業員の比率（2015 年）は OECD 労働統計、②解雇制限の緩さは WEF による意識調査（2016 年）、③対内直接投資残高（名目 GDP 比、2015 年末）は UNCTAD 統計による。

（注 2）■は日本の 2 系列、●は他の OECD 諸国の 2 系列をプロットしたもの。

（出典）“Employment and Labour Market Statistics: Employment by job tenure intervals.” OECD Website <[http://www.oecd-ilibrary.org/employment/data/labour-market-statistics/employment-by-job-tenure-intervals-persons\\_data-00295-en?isPartOf=/content/datacollection/lfs-lms-data-en](http://www.oecd-ilibrary.org/employment/data/labour-market-statistics/employment-by-job-tenure-intervals-persons_data-00295-en?isPartOf=/content/datacollection/lfs-lms-data-en)>; WEF, *The Global Competitiveness Report 2016-2017*, 2016. <<https://www.weforum.org/reports/the-global-competitiveness-report-2016-2017-1>>; UNCTAD “World Investment Report: Annex Tables 2016.” <<http://unctad.org/en/Pages/DIAE/World%20Investment%20Report/Annex-Tables.aspx>> のデータを基に筆者作成。

日本では、解雇は法律・規制上は厳しくはないが<sup>(37)</sup>経営者は厳しいと感じている。その理由は、過去の判例に示される個別的解雇の要件<sup>(38)</sup>が抽象的でどのような場合に解雇ができるか（解雇が無効とならないか）が不透明であること、集団的解雇（整理解雇）の要件<sup>(39)</sup>が諸外国に比

<sup>(37)</sup> 日本では、個別的解雇については、①使用者が労働者を解雇しようとする場合には少なくとも 30 日前に予告する（「労働基準法」(昭和 22 年法律第 49 号) 第 20 条 1 項)、②業務上の負傷・疾病、女性の産前産後による休業期間とその後の 30 日間の解雇は禁止する（「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(いわゆる「雇用機会均等法」。昭和 47 年法律第 113 号) 第 9 条 3 項)、③国籍、信条、社会的身分、女性であること、組合員であること、正当な組合活動等を理由とする解雇は禁止する（労働基準法第 3 条）、と定めている。また「労働契約法」(平成 19 年法律第 128 号) 第 16 条では、解雇に関し「④客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして無効とする」としている。

<sup>(38)</sup> 個別的解雇における労働契約法第 16 条で求める「客観的に合理的な理由」について、複数の判例では①労務提供不可能、②能力・適格性の欠如、③義務違反・規律違反（懲戒解雇）、④やむを得ない経営上の理由（整理解雇）、⑤ユニオン・ショップ協定に基づくものに限定する、としている。（「解雇」に関する具体的な裁判例の骨子と基本的な方向性」厚生労働省ウェブサイト <<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/hanrei/kaiko/kaiko.html>>）



べて厳しいか不透明なことにあると考えられる。

これに対し例えばドイツは、前述の雇用保護指標において解雇規制の緩さが OECD34 か国中の 31 位であることに表れるとおり、解雇規制自体は厳しい（表 5）。しかし、金銭支払（賠償）による解雇を広く認め、その支払額（雇用期間 1 年につき 1 か月分）についても解雇制限法等により明確となっている<sup>(40)</sup>。他の大陸欧州諸国にも同様の傾向があり、その結果、実態的には日本より解雇が容易となり、そのプロセスも透明性が高い。

#### (iv) M&A における障壁

前述の IMD 調査において、「外資の買収が自由でない」ことが規制・ビジネス効率に関する日本の低順位項目の 1 つに挙げられた（表 3）。M&A は先進国間での直接投資の主流であるため、M&A に関する制約は対日直接投資の阻害要因となる。

M&A に関しても雇用保護と同様の状況が見られる。すなわち、表面的な法制度に制約がなくとも、見えない障壁が阻害要因になる可能性である。在日米国商工会議所は、2010 年の文書<sup>(41)</sup>において、対日 M&A に係る障壁として①買収防衛、②キャッシュ・スクイーズアウト<sup>(42)</sup>の不透明性、③ M&A・企業再編成における繰り延べ課税<sup>(43)</sup>の制約、を指摘しその改善を求めている。これらの指摘は米国の法制度・税制との相違点を列挙したものであり、必ずしも日本の法制度・税制が世界標準からかけ離れ合理的でない、ということの意味するわけではない。しかし、米国の産業界がこれらの事項を日本市場への参入障壁として認識していることは真摯に受け止め、指摘の是非を総合的に検討し、改善すべき点は見直すべきであろう。

39) 集団的解雇における合理性の判断基準について判例（東洋酸素整理解雇事件：東京高等裁判所昭和 54 年 10 月 29 日判決）では、個別的解雇における要件に加えて、「①人員削減の必要性（削減をしなければ経営を維持できない）、②解雇回避努力義務の履行（人員削減の手段として希望退職募集や役員報酬の削減等の代替措置の余地がなく整理解雇の選択がやむを得ない）、③解雇対象の選定の妥当性（選定基準・具体的人選が客観的・合理的である）、④解雇手続の妥当性（労協協議等を実施している）」の「整理解雇 4 要件」を充たさなければ解雇は無効となるとしている。この判例が求める集団的解雇の要件は、諸外国に比して厳しい。近年はこの 4 要件すべての充足を求めない判例があるが、依然として 4 要件を求める判決もあり、使用者側にとっての不透明性は残っている。

40) 山本陽太『ドイツにおける解雇の金銭解決制度—その法的構造と実態に関する調査研究—』（研究労働政策研究報告書 No.172）2015, p.17. <<http://www.jil.go.jp/institute/reports/2015/documents/0172.pdf>>

41) 在日米国商工会議所『成長に向けた新たな航海への舵取り—日本の指導者への提言—』2010, pp.41-43. <[http://www.accj.or.jp/images/GSTF\\_WP\\_J.pdf](http://www.accj.or.jp/images/GSTF_WP_J.pdf)>

42) 現金を対価として少数株主を強制的に会社から退出させることを指す。キャッシュアウトとも呼ぶ。従来は、キャッシュ・スクイーズアウトには、株式交換や全部取得条項付種類株式が必要であったが、2015 年 5 月施行の改正会社法により、株式会社の総株主の議決権を 90% 以上保有する特別支配株主は、他の全株主に株式全部を直接売り渡すよう請求する株式等売渡請求ができるようになった（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 179 条）。

43) 一定要件の下で、譲渡損益に係る法人税を次年度以降に繰り延べることを認める制度。



### Ⅲ 対日直接投資の拡大策

#### 1 近年採られた方策

政府は対日直接投資を成長戦略の一角に据え、2013年の「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」では2020年までに対内直接投資残高を35兆円へ倍増するとの目標を掲げた<sup>(44)</sup>。これを受け、有識者懇談会は2014年4月に詳細な報告書を示した(表6)。

2014年6月24日にはその内容を包含した「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」が閣議決定され、対日直接投資倍増のための体制として①対日直接投資推進会議を司令塔として投資案件の発掘・誘致活動、必要な制度改革の実現に政府横断で取り組む、②在外公館・ジェトロが連携して海外現地における誘致案件創出活動を強化する、③関係府省庁と連携したジェ

表6 「対日直接投資に関する有識者懇談会」報告書(2014年4月21日)

投資先としての日本の魅力
①大きな市場規模、②企業の高い技術力、③技術と経験の豊富な労働力、④超高齢化等課題先進国としての可能性、⑤安全性やインフラの利便性、⑥低い資本コスト
対日直接投資の増加に向けた課題
(1) 低い収益性 ①日本特有の制度・慣行(規制、労働市場の流動性の低さ、M&A・国際提携への警戒感等) ②グローバル人材の不足(英語力不足、人材の流動性不足、若者の内向き志向、女性の社会進出不足等) ③コーポレート・ガバナンス(多様なステークホルダーの影響、株主利益追求の不徹底等)
(2) 高いコスト(低い収益性と裏腹) ①事業コスト(エネルギー、流通、安全・品質基準への適応、人件費、事務所経費にかかわるコスト高等) ②税制面でのコスト(法人税率:アジア内で突出、欠損金繰越:9年(欧米では20年以上等)) ③時間や手間に関するコスト(提出書類の多さ、規制・納税手続の複雑さ、行政における日本語使用等)
外資系企業等からの具体的政策提言
(1) グローバルな制度との調和 ①税制:法人税率の引下げ、欠損金繰越(20年または無期限)、欠損金繰戻し、納税申告手続簡素化、個人所得税率引下げ、外国人の国外所得の日本での申告の是正、非居住者の課税の扱い ②人材確保・雇用制度等:グローバル人材の育成等、雇用契約・解雇についての柔軟性と透明性確保(解雇要件明確化、金銭的補償制度の導入等)、派遣労働に関する規制緩和等(派遣期間の制限撤廃等)、外国人材の受入れ(プロジェクト対応の外国人有期雇用の柔軟化、配偶者の就労可能な在留資格等) ③コーポレート・ガバナンス:独立社外取締役を会社法で定義し、取締役の1/3以上を充てる ④企業合併制度:三角合併(2007年解禁)の充実(消滅企業株主の譲渡益の課税繰り延べ認可) ⑤規制や行政手続の国際調和:行政機関のワンストップ化、法律や各種書類の英語化
(2) 経済連携・社会保障協定等の推進: TPP(環太平洋パートナーシップ)、EUとのEPA(経済連携協定)、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)の妥結、二国間社会保障協定の締結(外国人の社会保障の二重負担の回避)、安全保障上の機密情報の活用のための政府間協定の促進
(3) 生活環境の整備:商品等への英語・ローマ字表記の促進、英語の話せる医療従事者の増加、外国人子弟の教育環境改善
(4) 個別事業分野に関する課題:医療・薬品、農業・酪農、食料品、エネルギー、観光・ホテル、小売
(5) 対日直接投資に対する支援・優遇策 ・グローバル企業立地推進事業の拡充(補助金・優遇措置の対象拡大、応募期間の長期化) ・ジェトロの対応強化(ワンストップサービス化、日本の中小企業への海外投資家のアプローチ支援等)
(6) 日本の魅力の発信:総理・閣僚レベル、国・自治体連携のPR強化、対内直接投資統計充実

(出典)「『対日直接投資に関する有識者懇談会』報告書」2014.4.21. 内閣府ウェブサイト <<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/investment/report.pdf>> を基に筆者作成。

(44) 「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」前掲注(5)

トロのワンストップ支援機能を強化する、④総理・閣僚によるトップセールスを先進的地方自治体とも連携しつつ戦略的に実施する、といった方針が示された<sup>(45)</sup>。

さらに、2015年1月29日の産業競争力会議「成長戦略進化のための今後の検討方針」(平成27年1月29日産業競争力会議決定)<sup>(46)</sup>では、関係省庁、関係機関、地方自治体が連携した誘致機能強化、国内市場の成長・活性化が期待される分野への重点的誘致プロモーションの実施がうたわれた。これを受け、2015年3月には対日直接投資推進会議<sup>(47)</sup>が、以下の「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」<sup>(48)</sup>を発表し、投資促進の環境整備に関する具体的目標を示した。

- 【1つ目の約束】百貨店・スーパーマーケット・コンビニエンスストア等で外国語で商品を選んで買い物をいただけるよう、病気になったときも外国語で安心して病院で診療いただけるよう、車や電車・バスで移動する際も外国語表記で移動いただけるようにします。
- 【2つ目の約束】訪日外国人が、街中のいろいろな場所で、我が国通信キャリアとの契約無しに、無料公衆無線LANを簡単に利用することができるようにします。
- 【3つ目の約束】外国企業のビジネス拠点や研究開発拠点の日本への立地を容易にするため、すべての地方空港において、短期間の事前連絡の下、ビジネスジェットを受入れる環境を整備します。
- 【4つ目の約束】海外から来た子弟の充実した教育環境の整備を図るとともに、日本で教育を受けた者が英語で円滑にコミュニケーションが取れるようにします。
- 【5つ目の約束】日本に大きな投資を実施した企業が政府と相談し易い体制を整えます。また、日本政府と全国の地方自治体が一体となって、対日投資誘致を行うネットワークを形成します。

そして、翌2016年4月にはこの「5つの約束」の進捗状況が発表されている(表7)。さらに、2016年5月20日には対日直接投資推進会議が「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」(表8)を発表し、現在はこの路線で対日直接投資促進がなされている。この政策パッケージは、外資系企業と中小企業とのマッチング支援、地方への直接投資の促進に重点を置くことが示され、規制・行政手続の改善・簡素化、グローバル人材の呼び込み・育成、外国人の生活環境の改善に関して、かなり細かいレベルに至る方策が織り込まれている。規制・行政手続や具体的な活動環境に関して外資系企業が改善を要望してきた事項には概ね対応が施されていると言える。

(45) 「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」(平成26年6月24日閣議決定) p.123. 首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbunJP.pdf>>

(46) 「成長戦略進化のための今後の検討方針」(平成27年1月29日閣議決定) p.7. 同上 <[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/housin\\_honbun\\_150129.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/housin_honbun_150129.pdf)>

(47) 2014年4月に設置された会議。経済財政政策担当大臣が主宰し、規制改革担当、外務大臣、経済産業大臣及び民間の有識者で構成し、内閣府が事務局を務める。対日直接投資を促進するために、関係府省庁や関連機関の司令塔となることが期待されている。

(48) 「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」(平成27年3月17日対日直接投資推進会議決定) <[http://www.invest-japan.go.jp/promotion/0317/shiryo\\_03.pdf](http://www.invest-japan.go.jp/promotion/0317/shiryo_03.pdf)>

表7 「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」(2015年3月)の進捗状況

大項目	細目	2015年度末までの進捗	2016年4月以降の予定
<b>【1つ目の約束】 日常生活（買い物、医療、飲食、移動等）における言語の壁の克服</b>			
小売業の多言語化	店内表示	小売業店内多言語化に係るガイドライン作成（2015年度）。	（2016年春）経済産業省HPにて公表。
	電子端末の活用	対象言語、対象商品、提供項目の整理（2016年1月）。	（2017年7月まで）ガイドライン作成。
医療の多言語化	医療通訳	通訳配備の拠点病院19か所選定、整備。	（2016年4月以降春）対象医療機関公募、拡充。2020年度までに30か所整備。
	国家戦略特区（外国医師に関する特別拡充）	・臨床研修制度（研修目的の外国人医師受入れ）を小規模病院・診療所にも適用（2015年9月施行）。 ・粒子線治療研修を受ける外国人医師の在留期間を1年から2年に延長可（関西圏、2016年1月から）。 ・英語による医師国家試験、外国医師2名合格（東京圏、2015年12月）。	・拡充。 ・研修人材を選考し、粒子線治療研修の実施（2016年7月）。 ・外国医師の診察開始（2016年4月）。
飲食店の多言語化	多言語対応促進セミナー	全国7か所でセミナー実施。「インバウンド対応ガイドブック」の作成。	セミナー継続。ガイドブック普及。
	地方の食の情報発信	ウェブサイト「郷土料理ものがたり」（10言語）掲載。	「食と農の景勝地」認定（2016年11月）。
道路・交通機関の多言語化	ガイドラインの実行促進	ガイドラインの実行状況確認。未実行部分についての2017年度までの対策取りまとめ。	取りまとめた対策の実行。
多言語音声翻訳	多言語音声翻訳システム	多言語音声翻訳アプリの最新バージョン（10言語）を公開（2015年10月）。	左記のバージョンアップと利用実証（2015年度以降5か年）。
<b>【2つ目の約束】 インターネットの接続環境の向上（無料公衆無線LAN等）</b>			
無料公衆無線LAN	整備促進	民間企業の提供増加。（2016年1月時点）ソフトバンク（Free Wi-Fi PASSPORT）：40万スポット、NTT BP：13.8万スポット、ワイヤード・ワイヤレス：20万スポット提供中。	優良事例の紹介などにより整備促進。
	周知・広報	政府観光局サイトに無料LANスポットの紹介ページ掲載。	シンボルマーク（Japan. Free Wi-Fi）の普及。セミナー実施。
	利用手続簡素化	利用開始手続の簡素化・一元化に向けた実験開始。	実証実験結果を基に本格導入。
<b>【3つ目の約束】 地方空港におけるビジネスジェット受入れ簡素化</b>			
地方空港でのビジネスジェット受入れ	審査ブース増設・増員	44ブース増設（2015年度）。2015年7月に35名、12月に5名増員。	さらに増設、増員。
	CIQ（ジェット受入れ）連絡期限半減	CIQの連絡期限を半減（2016年3月）	継続
出入国審査の迅速化・円滑化	審査ブース増設・増員	44ブース増設（2015年度）。2015年7月に35名、12月に5名増員。	さらに増設、増員。
	顔認証	技術的課題の検討。	最適導入台数、設置レイアウトの調査実施
<b>【4つ目の約束】 海外から来た子弟等の教育環境の充実（英語化等）</b>			
外国人留学生の就職	企業・大学間の情報提供強化	・大学での留学生就職支援担当部署一覧の文科省サイトへの掲載。 ・留学生支援ネットワークの周知。	左記サイト、ネットワークの各地域での周知。
	セミナーの開催	東京労働局：留学生向け面接会実施（2015年度3回）。	継続。
	外国人雇用サービスセンター等の活用	雇用サービスセンター、留学生コーナーにて、企業と留学生のマッチングを企画。	留学生コーナーの増設。
国際ナショナルスクール（I.S.）	設置認可基準の緩和促進	・文科省から都道府県にI.S.設置・認可基準緩和を要請（2015年7月）。 ・東京都が土地・建物の賃貸借期間要件短縮（20→10年、2016年1月）。	I.S.設置認可促進のための状況把握。
小学校の英語授業	ALT（外国人指導助手）の活用促進	・JETプログラムによるALT増加。 ・小学校でのALT利用促進。	利用促進。（増員計画：2014年度4,101人→2019年度6,400人）
<b>【5つ目の約束】 外国企業からの相談への対応強化（政府と自治体の連携等）</b>			
企業担当制 <sup>(注)</sup>	重要外国企業に副大臣（経産省、厚労省）を担当として指名	対象（希望）企業の公募（2016年1・2月）、対象企業選定（同3月）。	相談対応の実施。
自治体との連携	国と自治体との情報連携	「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」稼働（2015年8月）。国（ジェトロ、中小企業基盤機構を含む）と地方自治体の情報共有可能に。	左記ポータルサイトの利用促進。
投資誘致機関の体制整備・広報	ジェトロの体制整備	・誘致スタッフの増員（120→168名、2015年度）。 ・外資系企業支援課の設置。	・海外事務所における誘致スタッフの配置。 ・地域の外国企業集積地にスタッフ配置。
	自治体との連携強化	「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」の活用。	活用継続
	広報	海外主要都市での「知日投資促進セミナー」実施。	セミナーの拡充。
子会社設立の円滑化	規制の見直し	「代表者となる外国人の日本居住要件」の緩和。	対応済み。

(注)「企業担当制」では、2016年4月時点で、IBM、エア・リキード、ジョンソン・アンド・ジョンソン、スリーエム、デュポン、ファイザー、フィリップス、マイクロテクノロジー、メルクの9社を選定済み。

(出典)「対日直接投資推進に向けた取組の現状と課題」(対日直接投資推進会議)2016.4.1, pp.4-5. <[http://www.invest-japan.go.jp/promotion/0401/shiryu\\_01.pdf](http://www.invest-japan.go.jp/promotion/0401/shiryu_01.pdf)>; 「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」の進捗状況(同配布資料1)2016.4.1, pp.1-12. <[http://www.invest-japan.go.jp/promotion/0401/haihu\\_01.pdf](http://www.invest-japan.go.jp/promotion/0401/haihu_01.pdf)> を基に筆者作成。



表8 対日直接投資推進会議「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」(2016年5月)

1. 我が国の強みを活かして外国企業を呼び込む方策
<p>(1) 広報・情報発信</p> <p>① 対外広報の強化：海外メディアでの広告掲載、セミナーを年50回開催。</p> <p>② 国内での理解の促進：外国企業と中小企業との投資提携の成功事例集を作成。国内シンポジウム開催。</p> <p>(2) 外国企業と中小企業とのマッチング支援：提携をジェットロと中小企業基盤整備機構等が連携して支援。「グローバルアライアンス推進スキーム」(2015年9月開始)の機能強化。</p> <p>① ジェットロと地域金融機関等との連携強化：「新輸出大国コンソーシアム」(2016年2月創設)の活用。</p> <p>② J-GoodTech(ジェグテック)の活用：中小企業基盤整備機構が運営するJ-GoodTech(国内中小企業の優れた技術を紹介し大企業等とのマッチングを支援するウェブサイト)の改良。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外機関から推薦された外国企業の登録促進。ジェットロが支援する外国企業の登録促進。</li> <li>・ 外国企業が日本企業に対して提案することを可能にするシステム機能の開発。</li> <li>・ ジェットロや中小企業基盤整備機構による商談会の活用や在外公館等を通じた広報を行う。</li> </ul> <p>(3) 地方も含めた我が国への投資の促進</p> <p>① ジェットロによる地方公共団体職員向け研修の実施、諸外国における対内直接投資促進施策の紹介。</p> <p>② 地方創生交付金を活用し、地方公共団体による戦略的外国企業誘致、進出企業へのフォローアップ促進。</p> <p>③ グローバル・バリューチェーンのハブの日本での形成促進：特に研究開発拠点、地域統括拠点等の誘致。</p> <p>④ 有望分野(IoT、再生医療)の研究開発拠点誘致の促進：産学共同の研究開発拠点設立等を助成。</p>
2. 外国企業進出の障害となっている課題の解決方策(5つの約束の履行)
<p>(1) 規制・行政手続の改善</p> <p>① 規制・行政手続の簡素化：1年以内を目途に結論を得る。</p> <p>② 日本法令の外国語訳の拡充：法令の外国語訳公開促進、英語解説をジェットロの英文ウェブサイトに掲載。</p> <p>③ ワンストップ手続の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「東京開業ワンストップセンター」における起業・開業に必要な各種申請等の受付について、登記、税務、年金等の6事務について電子申請を認める。窓口における申請受付を入国管理事務以外に拡大。</li> <li>・ 申請可能な在留資格の対象に「経営・管理」、「企業内転勤」に「技術・人文知識・国際業務」を追加。</li> </ul> <p>(2) グローバル人材の呼び込み・育成</p> <p>① 高度外国人材等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅短縮し世界最速とする「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設。高度人材ポイント制の要件の見直し。</li> <li>・ 高額投資家、IoT・再生医療等の成長分野における外国人材の永住許可申請の在り方の検討。</li> <li>・ 外国人雇用状況届出と在留カードの記載方法統一。在留資格手続の円滑化・迅速化(オンライン化等)</li> <li>・ 国家戦略特区での家事支援外国人受入事業(2015年7月法改正)の活用(神奈川県、大阪市、東京都)。</li> </ul> <p>② 外国人留学生の就職支援：2020年度までに留学生就職率を5割に引き上げる(2013年度約3割)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本企業文化、ビジネス日本語、インターンシップ科目修了者の在留資格変更のための提出書面簡素化。</li> <li>・ 留学生向け面接会の地方開催。外国人雇用サービスセンターによるインターンシップやセミナー充実。</li> <li>・ 「留学生支援ネットワーク」活用。在外公館やジェットロ、国際協力機構等と協力してジョブフェア開催。</li> <li>・ ODA等の公的資金を活用した人材育成事業により輩出された人材に在留資格取得上の優遇措置を講じる。</li> </ul> <p>③ 日本人に対する英語教育の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての児童生徒が教育課程あるいは教育課程外にて質の高い英語に触れられるようにする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 2019年度までに全小学校に外国語指導助手(ALT)や外部人材を2万人以上配置する。</li> <li>▷ 中学・高校におけるALT等の活用、英語が堪能な人材を特別非常勤講師として活用。</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) 外国人の生活環境の改善</p> <p>① 外国人児童生徒に対する教育支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020年度までに日本語指導を必要とする児童生徒(小中学校)が日本語指導を受けられるようにする。</li> <li>・ 日本語指導の必要な児童生徒が多い地域で「JSL(Japanese as a Second Language)カリキュラム」導入。</li> <li>・ 外国人と日本人の子弟が共に学べるスーパーグローバルハイスクール等の取組を促進。</li> </ul> <p>② 日常生活に係る手続の外国語対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2016年度中に、外国人患者の受入体制が整備された医療機関を全国で40か所程度へ拡大。</li> <li>・ 医療機関、銀行、携帯電話事業者、電気・ガス事業者の外国語対応可能拠点等の情報を提供。</li> </ul>

(出典)「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」(平成28年5月20日対日直接投資推進会議決定) <[http://www.invest-japan.go.jp/promotion/policy\\_package\\_jp.pdf](http://www.invest-japan.go.jp/promotion/policy_package_jp.pdf)> を基に筆者作成。



## 2 近年の特徴的な取組（分野別）

### （i）法人税改革

法人税率の引下げは、対日直接投資促進策の中核とされてきた。背景には、外資が、日本の法人税負担の重さを対日投資の阻害要因として指摘してきたことがある<sup>(49)</sup>。こうした状況を受け、法人税の実効税率は順次引き下げられてきた。「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）<sup>(50)</sup>では、「数年で法人実効税率<sup>(51)</sup>を 20% 台まで引き下げることを目指す」とうたわれ、2014 年度に 34.62% であった法人実効税率を 2015 年度 32.11%、2016 年度 29.97%、2018 年度 29.74% とすることとした。

法人実効税率が 30% を切れば、シンガポール（17%）、英国（20%）、韓国（24.2%）、中国（25%）には及ばないが、ドイツ（29.72%）と同等となりフランス（33.33%）、米国（40.75%）よりは優位に立つことになる<sup>(52)</sup>。

対日直接投資促進のためには法人税率は低い方がよいが、日本の財政事情、他の税の負担とのバランスを考慮すると、英国やシンガポール並みの低水準まで引き下げることが現実的でない。租税特別措置の廃止・縮小などの法人税簡素化により外資が進出し易い環境を整える余地はあるが、法人税率引下げに頼った対日直接投資促進はそろそろ限界に近づいていると考えられる。

### （ii）規制改革・国家戦略特区

前述のとおり、規制・手続の多さは、対日直接投資の阻害要因として認識されてきた。日本は、1980 年代から、国民生活の向上、経済活性化の観点から規制改革（主に規制緩和）を進めてきたが、近年はそこに対日直接投資促進の観点が組み込まれている。例えば、2013 年 7 月には、規制改革会議に貿易・投資等ワーキング・グループ（2014 年 9 月から投資促進等ワーキング・グループに改組）が設置され、内外のヒト・モノ・カネ・情報の流れの円滑化の観点から規制改革を進める体制となった。そこでの議論を経て、2015 年 3 月以降は外国企業の在日子会社設置の際に代表者が日本居住者でなくても設立手続ができるように、4 月以降は法人登記が完了していなくても代表者の在留資格を申請できるようになった<sup>(53)</sup>。

また、2013 年以降は国家戦略特別区域を活用して外資参入の促進を図る動きが目立つ。2015 年 4 月には、東京圏国家戦略特別区域会議の下に、国・東京都が運営し、政府職員が常駐して法人登記・税務・年金・社会保険・在留資格認定証明、入国管理等に係る申請窓口を一本化して開業手続に対応する「東京開業ワンストップセンター」が設置され、外資系企業を含む開業手続の簡素化、迅速化を図っている。

(49) 前述のジェットロによる 2016 年のアンケートでは、「事業コストの高さ」の内訳として外資系企業の約 27% が「法人税率の高さ」を挙げた（図 13）。

(50) 「経済財政運営と改革の基本方針 2014—デフレから好循環拡大へ—」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）p.23. 内閣府ウェブサイト <[http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2014/2014\\_basicpolicies\\_01.pdf](http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2014/2014_basicpolicies_01.pdf)>

(51) 法人所得に対する国税 + 地方税の負担率（損金算入調整後）。

(52) 日本については、資本金 1 億円超の外形標準課税適用法人における標準税率。米国はカリフォルニア州、ドイツは全国平均、韓国はソウル市。いずれも 2016 年 4 月時点の税率。「法人実効税率の国際比較」財務省ウェブサイト <[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/corporation/084.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/084.htm)> による。

(53) 2015 年 2 月以前は、外国企業の子会社を設立するには、代表者のうち 1 名は日本居住者である必要があり、法人登記がないと在留資格が得られないので、日本進出にあたっては少なくとも 1 名の既存の日本居住者に代表権を付与した上で子会社の登記手続をする必要があった。

(iii) 外資誘致体制の強化

外資の誘致体制の強化にも力を入れている。従来から対日直接投資促進を担ってきたジェトロの機能を強化すると共に、その他の機関を交えて多方面から誘致を促進している。

例えば、2014年度には経済産業省が「産業スペシャリスト事業」(予算15.3億円)を開始した。これは、個別業種に関する知識・ノウハウ・ネットワークを有する産業スペシャリストが、グローバル企業を対象に積極的に対日投資を誘致する事業である。

また、首相を始めとする政府首脳が、地方自治体首長とも連携し、世界各地で対日直接投資セミナーを通じてトップセールスを積極的に行っている。

(iv) 投資インセンティブ

世界の多くの国が、対内直接投資の促進のために税制や補助金による投資インセンティブを外資系企業に付与している。日本は従来から投資インセンティブに積極的ではなかったが、2012年11月施行の「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法」(平成24年法律第55号。「アジア拠点化推進法」)では、グローバル企業の研究開発事業及び統括事業を対象に所得税の特例等の措置を設け、2014年度には「対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金(グローバル企業立地推進事業)」(予算25億円)を実施する等、近年、インセンティブ付与に積極的である。

外資に対する投資インセンティブについては、財政負担、国内企業との不公平、諸外国のインセンティブ拡大競争激化による効果の低減等否定的な側面もある。しかし、先進国・新興国の多くが積極的にインセンティブを付与して外資参入を企図している現状を考えると、日本も一定水準までのインセンティブを用意することが必要である。どの程度までインセンティブを拡大するべきかについては、その外資参入促進効果を含めた多角的な検討が必要である。

(v) 外資誘致と地方創生の相乗効果

地方創生策の一環として外資誘致を促進し、それにより地方振興を図るという考え方も盛んである。2014年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」<sup>(54)</sup>に基づき「地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生交付金)」の為の予算が2014(平成26)年度補正予算において4,200億円が計上され、そこに施策の1つとして対内直接投資促進が位置付けられた。地方創生交付金の活用により各自治体が積極的に外資を誘致する狙いである。

また、2015(平成27)年度税制改正においては、「地方拠点強化税制」が創設された。これは、企業が本社機能等を東京圏から地方に移転したり、あるいは地方でその本社機能等を拡充したりする際に、本社等の建物を取得した際の投資減税や、雇用者数増加に応じた税負担の軽減を行うものである。これは、外資系企業が地方に本社機能等を移転等した場合にも適用される。この税制を用いて、地方が積極的に外資の本社も誘致することが期待される。

<sup>(54)</sup> 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年4月25日閣議決定) p.59. 首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/pdf/20141227siryou5.pdf>>

### 3 おわりに—今後の課題—

政府が外資参入は日本の経済成長に貢献することを公式に認知し、成長戦略の一角に組み込み、2013年に「2020年までに対日直接投資残高を倍増する」といった数値目標を定めた<sup>(55)</sup>ことは、大きな進歩である。また、2014年4月には対日直接投資推進会議を設置し、関係府省庁と関連機関の機能を一元的に管理し、総合的な対日直接投資促進策を打ち出す体制を整えたことも評価できる。

さらに、そうした基本姿勢の下で、法人税率の引下げ等、対日直接投資促進のための基礎条件の整備を図ったこと、及び規制や諸手続の簡素化等を中心に阻害要因を真摯に改善しようとしてきたことも評価できる。特に既存の在日外資系企業が阻害要因として指摘してきた事項を細部に至るまで洗い出し、これを着実に改善しようとしている点は評価できる。

しかし、対日投資を検討するが踏み切っていない潜在的な外資の声を、例えば在日米国商工会議所の要望などから推し量ると、それらの対日投資に係る要望に十分に答えているとは言い難い。例えば、労働市場の流動性（解雇を行い易い環境・法制度）、あるいは欧米市場と同等にM&Aを自由に行うことができる環境を作る、といった点である。

他方で、解雇をしやすくすることは、国民の雇用を脅かす懸念がある。また既存の日本の労働慣行、人事慣行を突き崩すものであり、これを軽々に断行することには慎重にならざるを得ない。解雇をしやすくすることで中途採用を含む新規雇用が生まれ易くなり、これに伴い起業や技術革新が促進され、産業の新陳代謝が進むことも期待されるが、経済停滞期には失業率を高める懸念があることも否めない。

M&Aについても、これが外資のみならず日本の企業・産業の新陳代謝を進めることが期待できるが、買収ファンドなどの日本経済でのプレゼンスが過度に高まれば、既存の企業の高い技術や人材が買収により失われるリスクも無いとは言えない。

対日直接投資促進、そしてそれに伴う企業・産業の新陳代謝を促進するためには、解雇及びM&Aを行い易い環境を整えることが求められる。ただし、その際には労働市場全体への影響、企業のガバナンスの在り方などに係る総合的な議論も同時に深める必要がある。

#### 参考文献

益田安良「対日直接投資の経済への影響—業種別の生産性向上・雇用創出効果の検討—」『レファレンス』787号、2016.8, pp.75-95. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10188916\\_po\\_078704.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10188916_po_078704.pdf?contentNo=1)>

(ますだ やすよし)

(55) 「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」前掲注(5)

